高槻市柱本遺跡試掘調査概要

－高槻市柱本地先淀川河川敷所在－

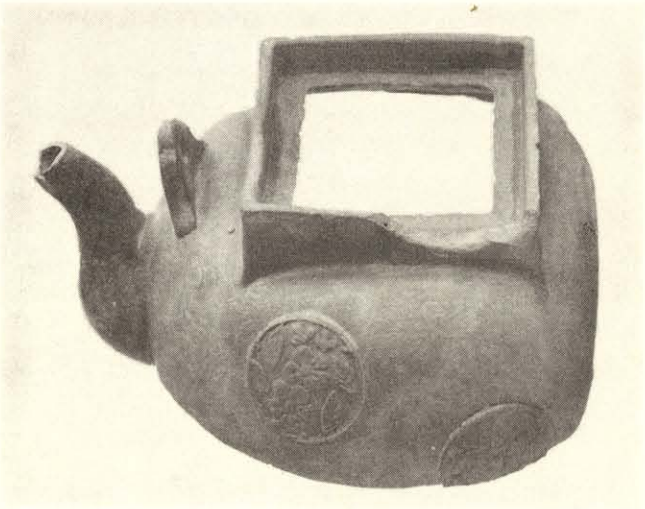

1972・3

柱本遺跡調査会

はしがき

淀川は、大阪の風物を彩り、大阪の歴史を運命ずけた大河である。一昔もまえには、千石船にまじってはなやかなくらわんか船が往来した話や、江口の遊女や長柄の人柱、河内・摂津をつないだ渡し船と河畔の渡し寺のことなどが子供心に、美しい一幅の絵として伝えられたし、また一部は、この眼でみることもできたのである。

戦後、こうした淀川の情景も大きく変り、葦や蒲の河畔は次第に整備され、釣人もその姿を次第に消し、尺余の大鯉のみられた清流も周辺の開発の中でともすると汚濁する傾向がつよくなって来たのである。こうした情勢に鑑み建設省では、淀川の流路を堤塘敷内で変更し掘穿するとともに、低水路を整備しその公開・活用をはかり、新らたに地域住民との連関をつよめるよう計画・実施されるに至った。

しかし、こうした事業の実施にともない、実に数多い遺跡・遺物が堤塘敷内に含まれていることが判って来たうえそれらの文物が、縄文時代より明治時代までの長きにわたり、集落、墓地、寺院、宿場などの各種の生活の場であったことが理解されるようになって来たのである。今回、建設省、文化庁、大阪府教育委員会、高槻市教育委員会の四者が再三、再四協議した結果、まず、高槻市柱本地先に所在する本遺跡を試掘調査し、その成果をみたうえ、広汎な本遺跡の本格的な調査や、他の諸遺跡にとりくむこととなった。淀川という大河に接し、多量の出水の中での調査という悪条件だけに非常な危険を予測したし、厚い堆積砂層との戦いにも一沫の不安があったが、幸い、調査担当者た

例　　言

1.　本書は、柱本遺跡調査会が、建設省近畿地方建設局よりの委託事業（総額7,163,000円）として担当実施した高槻市柱本所在淀川低水路敷内・柱本遺跡の試掘調査事業の概要報告書である。

2.　調査は、柱本遺跡調査会理事藤沢一夫・原口正三、調査部長水野正好・調査員冨成哲也を担当者とし、昭和47年2月15日着手し、昭和47年3月31日、終了した。この間、大阪府教育委員会、高槻市教育委員会をはじめ、近畿地方建設局水政課・建設省淀川工事事務所、同高槻工事区の協力をえたほか、調査の実際にあたっては地元栗田組から種々の援助をうけた。ここに記して厚く感謝の意を表するものである。

3.　本調査にあたっては、写真、実測図などの記録を作成した。広く利用されることを希望したい。

高槻市・柱本遺跡試掘調査概要

第１章　淀川改修事業と柱本遺跡発見の経緯

淀川では、明治以後、２回にわたる大改修工事をはじめとして、低水工事や維持工事が間断なく行なわれてきたが、現在、昭和１４年から始められた「淀川修補工事」が継続中である。本工事の計画高水流量は6.９５０㎥／Ｓとされてきたが、昭和２８年９月の台風１３号による出水は、はるかにこの数字を上廻り各地で堤防決壊の惨事を招いた。その結果、昭和２９年に、「淀川水系改修基本計画」がたてられ、その基本高水として、台風１３号の出水高との検討から8,６５０㎥／Ｓが決められた。この計画では、単に洪水防止をはかるだけではなく、都市用水や発電、利水などの事情をも勘案して、上流ダム群によって洪水調節を行う結果、三川合流点以下の淀川本流では6.９５０㎥／Ｓといった、従来の計画高水流量を変える必要のないものと考えて、工事も計画変更することなく続けられたのであった。こうして淀川上流部では、天ケ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダムなどの各ダムが竣功し、下流部の築堤護岸工事も次第に整備されるに至ったのである。

ところが、最近の１０年ほどの間に、基準地点である枚方で計画水位をこえる出水がたびたびあり、この結果、当時１００年確率洪水であると算定されてきた8,６５０㎥／Ｓは、今日では５０年確率と推定されるにいたり、淀川の安全度の目標としては低すぎることが明白となり、加えて、昭和４０年９月の２４号台風による出水は、現在の計画高水流量と同量の流量でありながら、計画高水位は４０糎も上まわっており、河積が計画より不足していることが判明したのである。このような流量の増加は、沿川諸都市の宅地開発が進展し、上流部や支川の改修の進捗にともなう遊水、氾らんの減少が考えられるが、いずれにせよ、こうした傾向は将来に向ってますます著しくなるものと思われ、淀川の危険度も従ってますます増加することが予測されるようになったのである。

いうまでもなく、淀川沿岸には、大阪、京都をはじめ、数多くの都市群が連なり、一旦、洪水による氾濫がおこれば、大きな影響を与え、国家的危機を招く結果を生ずるのであり、淀川の氾濫は決して起してはならないのであって、流量の改訂、工事計画の改訂が必然視されるに至った。こうした観点からの検討によって、淀川本川（枚方）に対して１／２００、木津川（加茂）・桂川（羽束師）、宇治川（宇治）に対して１／１５０、上流部に対しては１／１００の超過確率になるよう計画することとし、既設、計画ダムの洪水調節を考慮し、

河川名	現計画高水流量（Ａ）	新計画高水流量（Ｂ）	Ｂ／Ａ
木津川	４６５０㎥／Ｓ	６１００㎥／Ｓ	1.31
宇治川	９００㎥／Ｓ	１５００㎥／Ｓ	1.65
桂　川	２７８０㎥／Ｓ	５１００㎥／Ｓ	1.83
淀　川	６９５０㎥／Ｓ	１２０００㎥／Ｓ	1.73

とするよう計画されるに至った。

こうした、流量改訂の結果、淀川の河道で１２０００㎥／Ｓを流下させるためには、引堤をして川幅を拡げることは不得策であるうえ、不可能に近いことが明白であり、一方、淀川はむかしから、京都・大阪間を結ぶ主要交通路であって舟運が盛んであったため、その水路の維持は各時代にわたって行なわれてきたし、明治以降も低水路は沈床や捨石によって巾約１２０米に固定され、水深も舟運に必要な1.2米を確保してきた。こうした歴史的な性格から、低水路の洪水流量負担は全体の２／３以上とする既成の概念からみると、淀川の場合ははるかに少いうえ、淀川低水路部分の疎通能力は、河床が相当下った現在でも約５００㎥／Ｓしかないので、中小程度の洪水でも高水敷が冠水する結果を生み出している。そのうえ、洪水流の流路心と低水路法線が一致していない部分が多く、洪水のたびに流水が高水敷の上を斜走し掘り洗うため、高水敷は荒廃する傾向がつよめられたのである。

さらに、近年、河床の低下、堤防の漏水、支川の流量増と天井川の問題、あるいは、周辺都市の内水排除、河川砂利需要の増大、高水敷の高度の利用など

を考慮すると、低水路部分を拡大して河積を増大する方式が、現在の流量増に即応し、以上の問題の解決に最適と考えられたのであった。

こうした低水路の掘削拡大にあたって、現在行なわれている方法として、まず、平面形として、昭和４０年２５号台風の出水の表面流速線を参考として洪水流心と低水路法線がなるべく一致するように定め、現在の低水路が、堤防間を蛇行し、堤防に接近しすぎた水衝部となっているところは、堤防の安全をも考慮して、低水路を川の中央、すなわち、左右両堤防の中央部に移動させることとし、併せて、縦断においても、河積の必要量と河床の経年変化、三川合流点の取付関係を併せ考え、長柄地点でＯＰ－３ｍとし、これから三川合流点までは１／４０００、長柄から下流については１／１０,０００の河床勾配とすることとなり、さらに低水路護岸の実施にあたってはさらに将来、１米の河床低下をみこむこととして計画されているし、横断形にあっても．新計画の１２０００㎥／Ｓを安全に流下させるために、低水路の幅員を、洪水時、平水時の水深、高水敷利用の問題などから３００米と決定された。この低水路の両岸は護岸を設けることを原則とし、高水敷は、長柄でＯＰ＋４ｍとし、計画河床勾配と同じ勾配をとるよう計画されており、現在より相当に高いものとなるものとされた。こうした計画にもとづいて、低水路内だけで４２００㎥／Ｓの流下が可能であり、高水敷の冠水は、３年に１度くらいとなり、高水敷の利用度が一層高めうることとなったのである。

淀川低水路整備事業は、以上のような概要をもって、すでに昭和４３年より着手されて来た。こうした淀川低水路整備事業については、事業を実施する建設省から、文化庁、大阪府教育委員会との間に協議がもたれず、全く、建設省の年次計画にもとづいて、事業がすすめられて来たため、本事業については関知することができなかった。従って、遺跡の存否なり、推察される遺跡の分布については、事前の分布調査や、文献調査すら行なわれず、最悪の情況の中で遺跡の発見が行なわれた。

淀川の北岸、高槻市柱本地先河川敷内における低水路整準に伴い多くの遺物が、高水敷の掘削にあたって発見され、一部の遺物が工事関係者の注目をひい

てはいたが、文化財の十分な理解がないところから、一括保管されるところとはなっても、文化財関係機関への通報は行なわれなかった。この間、高槻市所住、大阪府文化財愛護推進委員島谷稔氏は、この柱本地先河川敷内からの遺物発見の情報を知り、自から現地の砂利選別機なり、掘穿機の側にあって遺物の発見を確認し、内に、数多い弥生時代の土器から中世に至る土器、陶器、あるいは、江戸時代以降にまで使われていた〝くらわんか茶椀〟にまで及ぶ各時期の遺物が含まれていること、また、多くの木片にまじって加工木材があり、木器を検出する可能性のつよいこと、あるいは、鉄製大刀1振を完形に近い形状で発見し、単に集落跡と考えられるだけでなく、複雑な性格を内蔵する遺跡であろうことを高槻市教育委員会、及び、大阪府教育委員会に通報されたのであって、昭和46年3月26日までの採集品を所轄、高槻警察署長あて提出されたのである。大阪府教育委員会は、ただちに、この事実を、建設省、及び建設省淀川工事事務所に連絡し、既往の遺物を散逸することなく収集保管するよう指示し、併せて、土地所有者として遺跡発見届を提出するよう連絡をとった。結果、建設省淀川工事事務所に一旦既往発見の遺物を集め、高槻警察署長あて届出るとともに、昭和46年3月31日付け近建水258号でもって、近畿地方建設局長名でもって、文化庁長官あて、遺跡発見届の提出をみるに至り、ここに、柱本遺跡の出現となったのである。

第2章　柱本遺跡の調査に至る経過

遺跡発見届の提出にともない、大阪府教育委員会では、本遺跡の重要性にかんがみ、この届出を文化庁あて進達するにあたり、近畿地方建設局に対し、柱本遺跡の推定範囲内における低水路整備事業を中止するよう申し入れ、建設省近畿地方建設局、同淀川工事事務所、大阪府教育委員会、高槻市教育委員会四者立合いのもとに、推定される柱本遺跡の範囲を漸定的に定め、この範囲に所在した砂利採取機を他地域に移転することとし、一応、現実の砂壊からは護ることができるに至った。この間、過去の淀川他地区において、例えば、守口市八雲地区などにおいて、すでに多量の遺物が検出され、その1部が守口市教育

委員会に届けられている事実や、建設省にも、若干の遺物が斉らされていることが明白になった。このため、大阪府教育委員会では、文化庁あて、遺跡発見届を進達するに当り、

1. 高槻市柱本遺跡の取扱いについて

A　遺跡発見届の提出と同時に、当該部分の工事を中止しているため、早急に発掘調査を実施する必要がある。建設省・文化庁間の覚書きに準じて実施しうるよう建設省と協議ねがいたい。

B　現在、工事を中止している以外の地域に遺跡のひろがる場合もあるため、現地に１名、土砂撰別地点に１名、計２名の遺物採集・監視人をつけるよう指示されたい。

2. 以前に発見されている遺跡の取扱いについて

A　すでに工事を完了しているため、現在淀川工事事務所などに保管されているかなり量の遺物について、整理調査と保存管理について指示されたい。

B　なお、すでに工事中、遺物の発見されている遺跡については、現在、所定の埋蔵文化財発見届、遺跡発見届を提出するよう、建設省あて指導中であります。

3. 今後、発見される遺跡の取扱いについて

A　文化庁・建設省間の覚え書きに準ずる調査の実施について予め十分な協議をおこなわれたい。

B　淀川低水路整備事業による発見遺物の整理と、建設省による保管施設の用意について、十分協議をおねがいしたい。

という３項目を副申進達することとなった。元来、本遺跡はその重要性にかんがみ保存の対策をとるべきものと思料されるのであるが、淀川低水路敷の計画高水量が、現計画高の1.７３倍にあたる１２,０００㎥という水量であることや、その流路を左・右両岸の中央を流すことなく、１方に寄せて流路を設計することは、洪水のたびに、高水敷の上を走り、保存すべきこの遺跡を削平して

結果的には、流失してしまう危険が大きいと考えられること、また、今回の流路河道の変更により失なわれる面積は大きいとしても、なお遺跡は残存することが十分考えられることが考えられたためである。

こうした、検討の結果の副申進達に対して、昭和４６年５月１日付、委保第５の４３２号でもって、文化庁から、建設省近畿地方建設局長あて、下記のとおり通知があった。以下に内容を記すと、

昭和４６年３月３１日付け建近水第２５８号で届出の下記の遺跡については文化財保護法の趣旨を尊重され、大阪府教育委員会と協議のうえ、事前に発掘調査を実施してください。なお、工事進行中の地域における遺物の採集にあたっても、大阪府教育委員会と協議して適切な方法で実施し、既発見遺物をふくめて、その整理調査と保存管理について遺漏のないようご措置ください。また、当該地以外の淀川河川敷において、遺跡等の発見があった場合には、文化財法護法第８４条の規定による発見届を提出のうえ、その措置について当庁の指示をうけるよう願います。

記

高槻市柱本地先所在遺跡

との内容であり、大阪府教育委員会は、この内容を近畿地方建設局長あて通知するとともに、文化庁の指示する事項について、大阪府教育委員会と十分協議をするよう意見を副えるところがあった。

その後、建設省側では、柱本遺跡と推測される範囲内の砂利採取は、完全に中止し、他所なり、遺跡外から運搬される土砂を撰別する撰別機のみを残し、遺跡は一時的に凍結されることとなった。この間、枚方市、島本町、寝屋川市をはじめ、守口市などで、規模こそ小さいものの、やはり遺物の検出があり、遺跡発見届の提出がおこなわれるなど、従来の「淀川河川敷内」という、およそ遺跡の存在が考えがたい通念を打ちやぶる結果を生み出すに至った。

この間、大阪府教育委員会、高槻市教育委員会、建設省間では、一、二度協

議をもったが、淀川の河道水位の高い夏期の発掘調査は非常にむつかしいとのことであり、しばらくは調査の方法なり時期、組織などについて協議が進んだにすぎなかった。ただ、その間の協議において、柱本遺跡については、まず昭和４６年度は、淀川河道に接する地点における遺跡の調査が可能であるか否かを検討するため、試掘調査のみを実施し、もし可能な場合は、４７年度以降に実施することが決まるとともに、既発見遺跡中、発見遺物の量の多い高槻市柱本遺跡、および守口市八雲遺跡の遺物の整理を実施する計画をたてることとなり、その所要経費の積算が求められるに至った。大阪府教育委員会では、こうした要請にもとずいて、高槻市柱本遺跡の試掘調査については７５０万円、同遺跡の遺物整理事業としては２００万円、守口市八雲遺跡発見遺物の整理事業として１５０万円を必要とするむね、昭和４６年１０,月５日付けで通知したのである。

こうした、経過の結果、昭和４６年度事業としては、まず、柱本遺跡の試掘調査事業を実施することになり、近畿地方建設局長より大阪府教育委員会あて高槻市柱本遺跡等の調査・整理について、その実施を大阪府知事に委託したい旨の打診が、昭和４６年１１月４日付けでなされるに至った。しかし、大阪府教育委員会では、予算手続上、また事業を実施する時期が国庫補助事業をはじめ最も発掘調査の数の多い時期であり、直接施行することがむつかしいため、これが受託については不可能と考え、高槻市教育委員会と再三にわたり、調査会を構成し、事業を受託する方向で検討せざるをえなくなり、両者の協議の成立のもとに、「柱本遺跡調査会」を発足させ、この調査において受託し、事業の実施を計画することとなった。ただ、その過程にあって、本調査会は、柱本遺跡の試掘調査のみを実施することとし、守口市八雲遺跡や高槻市柱本遺跡など既発見遺物の整理事業については、建設省において所要経費の計上がなかったこともあって、実施せず、機会を改めて実施することとした。

幸い、建設省においても、この間の事情を了承され、昭和４７年１月２０日、「柱本遺跡調査会」の発足とともに、委託契約が結ばれる運びとなり、ここに事業着手の第１歩をふみだしたのである。

「柱本遺跡調査会」の発足後、ただちに建設省近畿地方建設局より事業が委託され、調査は、昭和４７年２月１５日に着手し、昭和４７年３月３１日、全事業を終了した。この間の「柱本遺跡調査会」に対しては、近畿地方建設局・淀川工事事務所・地元栗田組（社長栗田力氏）を始め、建設省高槻工事事務所各位の協力をえたほか、写真撮影などについては、高橋猪之介氏の援助をうけ無事、事業を完了することができた。以下に、「柱本遺跡調査会」の構成を記しておきたい。

柱本遺跡調査会・組織表

職　名	氏　　名	経　　歴
理事長	入谷唯一郎	高槻市教育委員会教育長
副理事長	中島米次郎	大阪府教育委員会文化財保護課長
事務局長	中島米次郎	〃
理　事	藤沢　一夫	大阪府文化財専門委員
理　事	横山　　豊	高槻市文化財保護審議会委員長
理　事	原口　正三	高槻市文化財保護審議会委員
理　事	奥野　剛信	高槻市教育委員会指導部長
理　事	新出　昭治	高槻市教育委員会社会教育課長
監　事	黒田　栄次	大阪府教育委員会総務課長
監　事	平井　正吾	高槻市教育委員会管理部長
事務部長	曾山　武弘	大阪府教育委員会文化財保護課記念物係長
事務員	寺田　貞夫	高槻市教育委員会社会教育課事務吏員
調査部長	水野　正好	大阪府教育委員会文化財保護課記念物係主査
調査員	富也　哲也	高槻市教育委員会社会教育課技術吏員
調査員	奥野　義雄	元興寺仏教民俗資料研究所非常勤研究員

第3章　調査の目的とその方法

今回の柱本遺跡の調査は、試掘調査である。柱本遺跡は、その低水路整備工事中の所見では、流域にそって約５００米の河岸から遺物から滞い出されているため、この範囲に含まれていることが知られていたが、具体的な遺構なり、遺物の包含状況は不明であった。発見された遺物に、黒色有機土層の土がこびりついていたり、褐色の地山状の土層の土が附着した例がみられ、砂層にまじり、有機質黒色土層や、地山上の包含層の存在することが推察されたのである。

今回の調査は、今後、本格的に本遺跡をはじめ、淀川低水路整備事業により発見される諸遺跡を、果して淀川本流に接する地において、頻しい溢水、流入水と対抗しながら調査を行うことができるかどうか、また、砂利の厚い層の排土を行い、果して遺構を調査し、遺物をとりあげることが可能であるかどうかが問われたのであった。

柱本遺跡に対して行った試掘調査は、まず、大阪府教育委員会、建設省、高槻市教育委員会と協議して、一時、低水路整備事業を中止した範囲のなかにあって、下流に最も近い地点に２ケ所の試掘坑を設定し、１ケ所の試掘坑を中心部に近いと思われる地点に穿つこととなった。遺跡のひろがりがどのようであるかを詳細を知るには、本格的調査をまつ以外にはないが、今回の調査は、遺跡の範囲が、従前、低水路整備事業による河道掘穿工事中の掘穿重機による際の土工の記憶や、土砂選別機にかかって採集される遺物を含んだ土砂の原点を聞く以外になかったのに対し、なるべく、遺跡の端を知りうるよう、遺跡の中でも最も下流に近い西端部で掘穿し、その範囲を限定したいと考えたのと、この、一時工事を中止した地区の中で西端は、この低水路整備事業による影響を最もつよくうけるところであり、追って削平される幅員が最も広いところでもあるため、この地点に２ケ所を設定したのであり、ほぼ、遺跡の西隅が、現在の工事中止範囲に納まるか否かを確めたのである。また、中央部に穿った１試掘坑は、本遺跡の一劃において包含層の実際をうかがい、遺跡の性格をうかがうとともに、層序の検討を通じて本格的調査に具えての基本的資料をえようと

するものであった。

今回の３地点の試掘坑は、直接には、試掘調査であり、本格的調査にそなえるものであった。遺跡の範囲を限定し、層序を確定し、遺構、遺物を明確にするとともに、遺跡の性格を確めるものであったし、こうした目的については今回、別項にのべたような興味ある成果をあげることができたのであった。

ところで今回の調査の目的は、いま一つ、果して、河道、しかも大河淀川の河道に接した、厚い砂利層下にある遺構が、いかにして発掘調査しうるかという点にあった。当初の、大阪府教育委員会と建設省の協議時点では、河川敷内での調査事業は不時の出水による高水位なり、降雨による高水位に多分に災される可能性がつよく、極めて危険度が高いこと、地表下より遺構面までの厚い堆積砂層を通じての溢水や流入水、あるいは、試掘坑底からの吹上げ水が、河道に近いだけに大きく、恐らく試掘調査だけでなく、本格調査は到底不可能とする見解がつよく、多くを望めないことが、建設省側から常に提示されてきたのであった。それだけに、今回の試掘調査は、いかなる方法をとるか、いかなる地点を選択するかが一つの問題点であった。

今回の試掘調査は、なるべく河道に近い地点に設定することにあえてふみきったのは、今後、河道内の発掘調査すら必要となる可能性がつよいこと、河道から離れれば離れるほど、発掘調査の実施は可能性が増大すると考えられるからであった。現実に堤防に近い高水敷については、伏流水の浸透度はかなり低減し、また、堤防敷の外、現在の柱本集落では、他の諸集落と同じように直接川による大きな伏流、地下水の浸透はみられない状況のようである。今回の試掘調査は、こうした点に注目して、河道より１０米はずした地点、やや河道から離れ、２０米をはかる地点に位置を定めたのである。今回、この地点でとった発掘坑の構造では河道内ではむつかしいものの、調査前に危惧されていたような流入水や溢出水については十分遮断が可能であり、河道に近い地点ならば調査は十分可能であることを知りえたのであり、今後の本格的な調査の実施は、今回試みた構造を若干、改めるならば可能であるとの結論を引き出しえたものと信じている。

さて、今回、実施した試掘調査坑の工法については、当初、(1)、広い範囲をブルドーザーなりユンボにより、ゆるやかな傾斜をつけながら、狭少な面積にはなるものの深く掘り下げ、調査関係者が立入れるように掘る場合。 (2)、鋼矢板を深くうけこみ、その内部を重機により排土し、適宜、遺構面に近づき、のち可能ならば人力でもって遺構面を掘り出し、遺物を検出する場合。ただし流入水なり、溢出水の多量の場合は、重機をもって遺構面まで掘穿し、慎重に層位を検討し、遺構の有無を判断しながら、遺物のみをとりあげざるをえない場合も考えられた。 (3)、鋼矢板を打ちこみ、その周囲にウエポンを埋設し、流入水や、溢水を鋼矢板以前に排水して、試掘坑の条件を整え、包含層までは重機で排土し、のちは人力をもって遺構・遺物を調査する場合。 (4) 二重に鋼矢板を打ちこみ、その間の土砂を排出し、逆にこの二重の鋼矢板の間隔に粘質土なり、耐水用土を搗込み、十分に流入水、溢水の浸入をふせぎ、その内部を重機を使用し、包含層上面まで排土し、のち人力により遺構、遺物を検出する場合。の4工法を検討したのである。

これら4工法のうち、 (1) については、非常にゆるやかな傾斜をつけない限り、高水位なり、流入水については問題が多く、しかも排土量のおびただしさにくらべ、調査しうる面積は極めて少く、比較的効率が悪く、しかも、万一の事故を考えると危険度が高いことから、また、 (3) の上法については、ウエポンの設置を行った場合、経費の増が大きく、試掘調査の経費としてはかなりの大きな額を用意せねばならないうえ、その効率は、この河道接地という条件の場合の効率が果してどこまであがるのか見極めがつかない点に問題があったため、この工法を次善の案として用意したのである。現実には、高槻市上牧に所在する上牧遺跡の調査にあたっては、このウエポンを使用し、実効を見ているが、今回は以上の理由で使用するに至らなかったのである。また (4) の場合には、鋼矢板を倍以上必要とし、その工事が大変なうえ、時間的にもかなりの期間を必要とするうえ、その経費が試掘調査の枠をはみでる巨額なものとなることが考えられた。結果、われわれとしては、 (2) の工法をとることとしてその経過をみることとしたのである。

こうして、今回実施した工法は、第１地点では、一辺１０米の試掘坑として四周に、長さ１３米の鋼矢板を用意して、地上に１米前後を残し、１２米平均で打ちこむ方法をとり、約２米掘り下げたところで、支保梁をめぐらし、さらに６米まで掘り下げた時点で、さらに一段の支保梁をはり、試掘坑のひずみや鋼矢板のはずれ、ゆがみ、反りをふせぐ手法をとり、約８米前後まで、全体を機械掘りしたが、流入水や溢水は強力なバーチカルポンプ２本併用のこともあってほとんどが排水しえた。ただ、鋼矢板に次第にひずみが生じ、試掘坑の外隅に土砂が坑内に流入するところから生ずる大きな陥落が生じ、土袋等を使用して埋戻す事態があったほかは順調であった。ただ８米以下に及ぶと、鋼矢板の長さとの関係もあり、１１米まで、中心部を掘穿し、遺構の有無と確認するにとどめた。第２号地点も、一辺６米四方の試掘坑とし、第３号地点は、一辺１０米四方の試掘坑とし、同様な工法でもって実施した。

今回の工法は、一応、８～９米前後の深さまでの掘穿については全面的な調査が可能であり、それ以下の深さとなると、鋼矢板を１５米、あるいは２５米規格の資材を使用しないかぎり問題の生ずることが判った。支保梁を二段に入れることは非常に有効であるが、とくに今回、四隅に隅鋼材を使用しなかったため、この隅からの土砂、流水の流入がはげしく、ひずみの遠因にもなったと思料されるのであり、今後は隅鋼板を用い、一層の堅牢を期することを考えている。なお、河道より１０米離れた第１号地点、５米離れた第２号地点にあっても、強力なバーチカルポンプを１～２本使用すれば排水の可能なことは今回十分証明しえたところである。

一応、鋼矢板打込工法による調査の実施は、今回の試掘で可能性が明確にうらずけられるに至った。ただ、面積が狭少であっただけに、今後広範囲な発掘坑をどのように支保梁をめぐらし、ひずみの減少をはかるかを検討するとともに、危険時における坑内からの緊急脱出の施設なり、遺物等の地上への搬出の施設などの設置が十分に配慮されねばならないことが明瞭となったのである。

もし、経費的に可能な場合には、(3) なり (4) なりの工法の検討や、折衷なども配慮が必要となろうかと考えられるのである。

第4章　柱本遺跡の位置と環境

柱本遺跡は、高槻市の南端、柱本集落、三島江集落の地先、淀川河川敷内にみられる遺跡であるが、そのひろがりは、高槻市柱本や三島江の現集落から対岸の枚方市出口、あるいは寝屋川市木屋本町にまで及ぶ可能性がつよい。

自然地理的にこの遺跡の所在地を検討すると、高槻市の北域を東西に走る岡本古曾部の低丘陵からゆるやかに淀川敷にむかって南へ傾斜するその斜面を、古曾部、岡本間を開析して、南流し、淀川に合流する芥川が断ち切っており、その流路にそって、微高地が形成され、東西の分断を果している。芥川の車には古曾部の低丘陵からのびた微高地があり、古曾部天神社より一路直線に南下する古道をその高地の中央に設けており、その東の台地上に著名な高槻城が築かれているのである。早く調査されて著名な安満遺跡も、この古曾部からのびた微高地の東、安満丘陵からのびた微高地の西側斜面との間にみられる平坦地形上にのるものであり、初期弥生時代農村の川合地形を利用する典型とみられるのである。こうした芥川東方の空間の最低地の遺跡としては、最近、淀川低水路整備事業の進捗により、柱本遺跡以降発見された高槻市大塚・番田間地先淀川河川敷内の番田遺跡があげられる。枚方大橋の上流にあたる本遺跡は、芥川・檜尾川間の最も低標高地に立地するものであり、性格も縄文時代よりはじまり、各期をへて江戸時代にまで至る遺物を出し、恐らく柱本遺跡と相似た性格の集落跡と考えられるのである。

芥川の西方については、芥川の形成する微高地が、流域ぞいにのびるが、西方には次第にその高さを減ずる一方、穂積丘陵や阿武山丘陵から降り、複雑に入りこんだ地形は、安威川、佐保川の開析により一段と複雑さをましているが基本的には西南から東北へ地形が等高をたどり、とくに淀川に近づくにつれ、複雑な地形の入りこみは消え、なめらかな傾斜をたどることとなるのである。茨木市沢良宜、平田をへて高槻市目垣に至る5米の標高を示す等高線はそうした地形を端的に示すものである。ところが、この地形は芥川の西に近い鮎川、唐崎に近づくと一旦大きく北へくぼみ、やがて芥川の微高地形に移るのであり

大きく南下して、柱本の集落にのびるのである。

ところで、淀川南岸の枚方・寝屋川市域について検討すると、枚方、中振、郡、秦の集落を西麓にもつ枚方丘陵が南北に縦走しており、その傾斜は西方の平地におりても、秦から平地に至る間に若干の西への微高地をみる以外、縦走する等高線がつらなるのみである。そういった意味では淀川北岸の複雑な地形とは好対照となっている。しかし、淀川に接した枚方から中振にかけてはこうした等高線をとらず、中振では西に折れて淀川の形成する堆積微高地上を走ることとなるのである。

枚方市中振地先からのびた5米の等高線と、さきにのべた芥川西端にのびる5米の等高線の結ばれるのが、この柱本遺跡の所在地である。いうなれば、この5米等高線は、〝摂津と河内〟をつなぐ等高線であり、淀川、芥川の合流による多量の土砂の堆積もあるものの、地形的には、この柱本の地が、微高地の先端にあたることとなるのである。柱本遺跡は、この微高地の先端にあたる5米の等高線上にのる重要な遺跡であり、しかも、その先端から微高地中央から東南傾斜面によって営なまれた集落跡であろうと考えられるのであり、大阪平野の低湿部にのぞむ微高地のいくつかと立地を同じくするのである。

同様な地に立地する遺跡としては、たとえば、さきの番田遺跡をはじめ、大阪城の東に接する森の宮遺跡、東大阪市の瓜生堂遺跡など、5米等高線につらなる遺跡が最近、急激に発見されており、このほか、守口市長池遺跡、同八雲遺跡や大阪市旭区の森小路遺跡など標高2～3米に位置している遺跡が僅かたしられているにすぎない。

柱本遺跡は、淀川、芥川の合流地にみられる微地形の高地の先端に所在することは明白である。しかし、この事実はあくまで、現在の時点での地形であって、淀川、芥川の合流点という特殊な事情が、縄文時代なり弥生時代、あるいは中世にまで遡りうるかいなかは明きらかでない。今回の柱本遺跡の試掘調査では、地表下9米から10米附近に遺構こそはみられなかったが黒灰色有機質土層があり、その層の下に地山状のベッドをなる基層がみられるようである。その場合、標高5米という微高地の微地形は果してどれほど有効であるかが問

題となるだろう。

現在の柱本の集落、すなわち淀川堤防敷の北接外側では、標高4.6米前後であり、淀川河川敷は、標高4.9米前後、枚方市出口では4.2米前後をはかりどちらかといえば、淀川河川敷が最も高く、興味ある横断を示している。いまだ柱本集落の地なり、出口の地で深く掘穿したケースに立ち合ったことがないだけに、果してこの両地が厚い淀川の堆積砂層に覆われているか否かは不明であるが、仮りに、柱本遺跡の遺構が黒灰色有機土層に存するものとする時には、標高は－5.1米前後にあることとなり、縄文時代なり弥生時代の遺跡の低地性としては、極端なものとなるのである。標高5米前後の現地形をたよりに、縄文時代なり弥生時代の地形を復原するには、１０米の厚い堆積土砂を配慮せねばならず、むしろ今後の淀川低水路整備事業の進捗なり、大規模なボーリングをまって微地形を復原せねばならないものと考えられるのである。現在のような5米等高線の形成は、江戸時代のことであろうと思われ、中世以前は、現地表下5米の地に中世以前の遺物が流入堆積していることを思いあわすならば、標高0米前後の地に、地表があったものと推察されるのである。

現在、低地にみられる著名な森小路なり森の宮遺跡、あるいは守口市長池遺跡の場合、遺物の包含層は、現地表下１～２米前後であり、この場合の弥生時代集落の標高は、標高１～２米前後であって、到底、本遺跡の深さに及ばないこととなるのであり、現在発掘調査のすすんでいる東大阪市瓜生堂遺跡の場合でも、現地表下３～４米の深さに遺構がみられるのであって、やはり、弥生時代の遺構面が標高１～２米前後の高さにくることとなるのである。現在、府下において知られている遺跡、わけても縄文時代、弥生時代の遺跡は、ふつう最も低いと考えられる遺跡で、このように標高１～２米前後の地点かと考えられるのであり、僅かに森の宮遺跡の縄文時代遺物を包含する遺構面が、やや低いかと思われる程度にすぎない。

柱本遺跡の示す縄文時代・弥生時代の遺構面が果してどこにあるのかがここで改めて問い直されねばならないであろう。標高－5.1米前後の地点にみられる黒灰色有機質土層は、果してこの時期に求められる層位といえるであろうか。

今回の調査にあって、試掘坑内に明確に黒灰色有機質土層を検出したのは、第3号試掘坑であった。ただ、狭猛な面積のうえ、溢水・流入水の影響もありさらには、試掘坑の鋼矢板のひずみもあって、多くのこの層位の土を採取検討することはできなかったが、現在のところでは、この層中からは、1点の遺物をも検出しておらず、縄文・弥生時代の層序とするには確さを欠くこととなるのである。しかし、過去の低水路整備事業の進捗の過程で発見された縄文・弥生式土器などは、いずれも黒灰色有機質土層の土が附着しており、10米にもわたって堆積した土砂中に包含されていたものでないことを示しているのである。もし、こうしたことから、黒灰色有機質土層がもし、真実こうした土器の包含層であるとするならば、それは、やはり標高－5米前後に遺跡を求めねばならないこととなるであろう。

しかし、一方、第1号試掘坑にみられた所見のように、淀川堤防敷の方に地山状ベッドが高くなっている事実が指摘されているが、今回の調査地点以外の地に、地山の高い地点があり、その上に黒灰色有機質土層をのせる場合がありそうした地点から河道の変化にともない流出し、再堆積する場合も考えねばならない場合もあるであろう。標高－5米という深度については、こうした河道中に属し、のち、河道が他に移り、その間に附近の高地の遺物包含層が流入し埋没していく過程も一応は考えねばならないところであろう。

いずれにせよ、この黒灰色有機質土層をひろく調査し、果して遺物を包含するか否かを十分検討するとともに、この深い地にみられる黒灰色有機質土層の再堆積についても層の形成を十分に検討し、十分な成果を得る必要があろう。ただ、一つ問題となるのは、この標高－5米の地点の黒灰色有機質土層が、遺物包含層ではなく単に有機質を含む土層であったとして、他に高地があり、その地に同様な黒灰色有機質土層が存する場合を考えておかねばならない。しかし、それにしても、その場合、今回の試掘調査による限り、中世に、標高0米前後まで、土砂が堆積していったことを示しているのであり、大きな凹地なり堀状の河川形態をとっていたものと思料されるのである。調査の成果は大きな謎を生み出し、多くの解決すべき問題を生み出したのである。

第5章　試掘調査の所見

今回、試掘調査を実施した地点は、３地点、計２３６平方米である。いずれも、淀川北岸の、河道敷部に接した地点を選んだものである。ただ、使用した鋼矢板が１３米の規格品であったため、掘穿の深さがかなり制限され、試掘坑の全域を掘穿しうるのは、ほぼ８～９米が限度であることが明瞭となった。また、この調査の過程で、試掘坑の周囲に亀裂が入り、また４周に隅鋼矢板を使用しなかったことから、隅部からの流入土砂があり、隅角外方に大きな陥落を生み出し、試掘坑に２段に支保梁を入れているにもかかわらず、全体がねじれるという現象を呈した。恐らく、今後は、２５米鋼矢板・隅鋼矢板を使用するならば、さらに深く掘穿することが可能であると思われた。ただ、今回の調査では、部分的にクラムを使用し、１０米にまで掘穿したが、この場合は、調査関係者を試掘坑内に入れることは危険を感じる状況であった。こうした条件の中で行なわれた、各試掘坑の所見を次に記したい。

第１号試掘坑

淀川北岸（右岸）堤防敷より３５０米、河道より１１米の地点に設定した試掘坑であり、１辺１０米、面積１００平方米をはかる。本試掘坑は、深さ地表下８米までを全域下げたうえ、中央部のみ9.5米まで掘穿した。常に、１．２本のバーチカルポンプを使用したこともあって、流入水や溢水の排出は比較的容易であった。ただ、隅部からの流入土砂が多く、二隅の陥落が大きく、この部分に土袋などを投入し、一時的に流入土砂をとめることに成功したが、次第に陥落部が拡がり、調査上、若干検討を要することが指摘された。

この試掘坑では、上部に黄褐色砂層があり、下部に青灰色砂層の存在がみられることが知られた。地表下、3.5米までは、細かい堆積層序はみられるものの大局的には、日常伏流水のみられない土砂堆積層であり、全く遺物を含むことがなかった。地表下3.5米以下、８米までの間は全域に、やはり細かい堆積土砂層がみられるが、内に、若干の灯明皿や近世陶磁器を含むばかりであり古

い遺物の検出はみられなかった。ただ、鋼矢板の抜取りにあたって堤防側にあたる一辺の鋼矢板の下端に、黒色有機質土層、及び、地山状の黄褐色土の附着がみとめられたのは注目されるが、中央部を9.5米まで掘り下げた所見では青灰色砂層であり、もう少し、掘り下げえた場合には、こうした黒色有機質土層がひろがり、さらに下層に地山状の黄褐色土層の存在することが推測されるのである。

なお、ここで注目しておきたい事実は、鋼矢板の打込みにあたって、東側（上流側）辺、南側（河道側）辺、西辺の南半部（下流側河道より）辺の鋼矢板が比較的打ちこみ易く、容易に１３米鋼矢板の１２米までをうちこめたのに対し、北側（堤防側）辺、西辺の北半部（下流側堤防より）辺の鋼矢板の打込みが著しく困難であったことである。恐らく、地山状の土層が北から南に、西から東に傾斜していたことを物語っているものと思われるのであり、非常に重要な微地形にあたっていたことを察知することができたのである。

本試掘坑にみられた、3.5米を境とする黄褐色砂質土層と青灰色砂質土層とのちがいは、過去における淀川水位を示すものかと考えられるが、現在の水位は、この試掘坑では1.5米位のところにあり、淀川のかなり長い期間の水位の高きにもとずくものと思われる。

本試掘坑より出土した遺物には、青灰色砂層中でも下半の、地表下５米から８米に至る間に灯明皿のほか、中・近世陶器や瓦器の発見があり本来的な層位の時間を示すものと考えられるが、その上層では破れ口の古い土製竈がみられるなど、一部に古い時期の遺物の再堆積もみられる。

第２号試掘坑

淀川北岸（右岸）堤防敷より３２０米、河道より５米の地点に設定した試掘坑であり、１辺６米、面積３６平方米をはかる。本試掘坑の位置は、想定柱本遺跡の西端にあたると思われる地点であり、建設省、大阪府教育委員会、高槻市教育委員会が協議して保存範囲として定めた線引きの最西端にあたり、第１号試掘坑の西方、約１００米の地点にあたる。この地点では、さきに遺跡発見時での所見では、この地点の採集掘上げ土砂中に多数の縄文式土器の包含が知

られており、縄文時代の遺構・遺物の存在が十分推測されることもあり、各時期の遺構・遺物の堆積が認められる可能性がつよいものとして、試掘坑を設定したのであり、併せて、保存すべき遺跡のひろがりを十分に把握するためにも必要な試掘坑であった。

本試掘坑は、地表下8.5米まで掘り下げたが、鋼矢板の長さがみじかく、しかも隅鋼矢板を使用しないこともあって、流入水が多く、とくに鋼矢板隅結合部での流入水が大きく、試掘坑の外周部に大きな亀裂が入り、全体に試掘坑のねじれが目立ち、これ以上の調査は不可能となった。

本試掘坑の所見では、大きくは黄褐色砂質土層と青灰色砂質土層の二層からなりたっており、そうした意味では、第1号試掘坑と変化はなかった。ただこの試掘坑の面積が狭いこともあり、中央部をさらに深く掘り下げることはいささかむつかしいため、わずかに1米前後を部分的に掘り下げたが、いずれも青灰色砂層であり、遂に遺構の存するであろう地山状の上層にまでは到達しなかったし、その層に所在するかと考えられる黒色有機質土層の堆積も確認はできなかった。

試掘坑中にあっては、地表より4.5米の深さまでが黄褐色砂質土層であり、以下に、暗灰色の粘土塊がみとめられたが、この層中からは、1.5糎厚の炭化物を含む薄い層があり、遺物の包含が推測されたものの、ついに、この範囲内では検出することはできなかった。この暗灰色の粘土層の下方は、青灰色砂質土層であり、さきにものべたように、試掘坑第1号と同様に、淀川の過去の固定的水位を示すものとして注目される。ただ、現時点では、地表からの深さの測定であり、基準高からの深さを計算しおわった段階で十分に検討したい。

本試掘坑では、発掘しえた深さが8.5米にすぎず、縄文式土器等を包含しているであろうと思われる地山状黄褐色土層なり、その直上の黒色有機質土層にまで到達しえなかったこともあって、ついに遺物の包含を正しく認識することはできなかった。ただ、青灰色土層中の下部には、中世から近世に至る陶磁器を包含するといった他の試掘坑の所見は、この坑内にはみられず、こうした遺物が、この附近にまで及んでいないことは知りえたのであるが、上部にみられ

た二次堆積と考えられる遺物の存在もみられず、こうした遺物の流出がこの地点にまで及んでいないことを知りえたのであった。恐らく、第2号試掘坑を設定したこの地点では、深い位置に縄文時代の包含層をもつとしても、それ以降の各期の遺物包含層はなく、ほゞ、弥生時代以降の本遺跡の西端にあたっていることを確認したのである。

第3号試掘坑

淀川北岸（右岸）堤防敷より１８０米、河道より２３米北によった地点に設定した試掘坑であり、１辺１０米、面積１００平方米をはかるものである。本試掘坑は、地表下１０米までを掘穿し、比較的詳細な資料を得ることができたが、やはり、鋼矢板の短い事が大きな支障を生むこととなった。本試掘坑ではほゞ全面的に9.0米までひろげることができたが、一部中央部のみを１０米まで掘穿しえたのである。

本試掘坑の層序は、黄褐色砂質土層と青灰色土層、黒色有機質粘土層、黄褐色土層からなっている。地表下3.5米までは黄褐色砂質土層であり、こまかくは細層がいくつもみとめられるが、一括して、１層とみることができるものであった。黄褐色砂質土層の下方には、青灰色砂質土層がつづくが、その厚みは5.5米あり、地表下9米までが、本層位であった。本層位の間層として、地表下5.0米の深さで暗灰色粘土層がみとめられたが、この粘土層は、塊状のものであって、厚さ１５糎から２０糎をはかったが、遺物は層中からは検出できなかった。しかし、この粘土層の存在によって、青灰色砂質土層は上、下に区別できることとなり、上層からは近世陶磁器が発見され、下層からは土師器や瓦器など中世、あるいはそれ以前に遡る遺物の包含されることが明白となった。恐らく、上部青灰色砂質土層と下部青灰色砂層との間には、堆積にかなりの時間差があるのではないかと考えられた。上部青灰色砂質土層に含まれる遺物はくらわんか茶椀などの遺物が多く、再堆積遺物や投棄された遺物も多く注目をひいた。

こうした、細分すれば3層に分別しうる青灰色砂質土層の下方、すなわち、

地表下9.0米の深さに、黒灰色粘土層の存在がたしかめられた。この黒色灰粘土層の層厚はかなり厚いものであり、ほゞ1米近いものと思われた。この層中には、土器などの遺物は現在の狭い範囲の調査では発見されていないが、梅などの種子や炭化物の検出をみた。なお、この層の下方は黄褐色土層であり、現在、1種の地山状のベッドと考えられるものであった。

本試掘坑においてみられた地表下3.5米の位置でみられる黄褐色砂質土層と青灰色砂質土層の変化は、やはり、他の2試掘坑と同様、淀川の水面を示すものとして注目されるものであり、この遺跡全般を通じてみられるものであることを暗示している。いずれにせよ、本試掘坑は、柱本遺跡として一時保存を協議し、決定をみた範囲の中央部に近いが、おそらく、前章でものべたように、柱本遺跡の位置が、微高地の先端部に立地するものとみるならば、遺跡の北隈に近い位置を占めるものかとも考えられ、地下9米の位置に厚く存在する黒灰色有機質土層との関連や、地山状ベッドに遺構・遺物をみないことも、そうした地点であることを反映するものかとも思えるのである。

今回、試掘調査の対象となった3地点は、遺跡の西隈を確認する目的と、遺跡の1劃と考えられる地点の遺物・遺構の実情をうかがう目的で3地点をえらび、しかし、河道に近い地点での条件をうかがうために、その位置を十分考慮しながら設定したのであった。その結果、縄文時代を除く、以降の時期の遺物は、第1・3号地点にはおられるが、第2号地点にはみられず、ほゞこの地点に、遺跡の西端があるものかと推測されるに至り、協議の結果の保存範囲の正しさが改めて確認されたのである。ただ、縄文時代の遺構・遺物が今回、手掛りが全くなく、なお、保存範囲の外方にひろがることも十分に考えられたのである。他の第1、第3号地点の所見では、遺構の発見こそみられないものの地山状ベッドの上に、黒灰色粘土層を基盤とする層位があり、その上部に平均に約9米の堆積をもつ砂層のあることが判明し、地表下3.5米前後の層色の変更ーすなわち黄褐色から青灰色へ移行する深さーに水位を示すものがあると考えられるに至ったのであり、淀川水位が常に地表下3.5米の深さにあることを暗

示しているのであった。

ところで、堆積砂層のうちの青灰色砂質土層は、ほゞ2層に分別することができるのであって、時には、暗灰色粘土層が介在するなり、若干の層色、層を形成する砂粒の大小などの相違点もあって、この差は明確である。この青灰色砂層の上層では、くらわんか茶埦をはじめ、近世より江戸時代より明治初年にまで至る陶磁器が含まれており、下層では土師器なり瓦器、宋磁など、平安時代より中世に及ぶ遺物を主として包含している。

淀川の基盤層と思われる地山状ベットは、遺構なり遺物が所在したとしても河道の変遷のたびに削平され、失なわれる可能性も強く、また現実に鋼矢板の短いこともあって十分に検討することができなかったが、この地山上に、所により厚みは異るが黒灰色有機質粘土層の堆積がみられ、植物の種子、炭化物を多く含んでいることが明白であり、淀川河道の変遷にともない時には草地化したり、溜状凹地となったり、種々の変遷がみられたことは、この層位がよく示しているのである。ただ、狭い調査面積の中では、この層位から遺物の検出はみないが、既発見の多くの遺物の中、縄文式土器、弥生式土器、古墳時代土器など、各時期の遺物がみられるだけに、これらの存在する層位は、現在の知見では、地表下１０米前後の位置にある黒灰色有機質粘土層以外にはないものと考えられるのである。

調査を実施するにあたり聞書きしたところでは、地表下5～6米位の位置から遺物が発見されるように聞かされたため、１３米の鋼矢板で十分な調査成果が得られるものと考えたのであるが、今回の調査の成果では、地表下１０米前後にまで、十分な広さでもって発掘できるような長大な２５米規格の鋼矢板を使用する必要のあることが明白となったのである。現在、水深7米前後まで砂利採取が行なわれ、尨大な遺物を出したが、この最深の水面下7米の深さこそ地表面１0.5米の位置にあたり、その深さの故にこそ、里灰色有機色粘土層が削られるのであって、内に包含される、縄文時代より平安時代に及ぶ遺物が含まれているものと思われるのである。

遺跡のひろがりなり、層位、遺物の包含状況など、種々の知見をえたし、淀

川の水位なり、流路についても各種の資料を得たが、なお、今後、２５米鋼矢板を利用し、隅鋼矢板を用い、数段の支保梁を施し、さらに、さきに調査の手法にのべた工法を併用することによって、さらに深くまで、試掘坑内全域を詳細に調査することは可能と考えられるに至った。排水についてはすでに現況で十分であることが知られているので、今後は面積をひろげることについても、排水はバーチカルポンプで施工しうることが予測されるのである。

その結果、淀川河床下に存する遺構・遺物について、平地におけると同様な調査を行いうる日が来るものと思われ、古代集落が、眼前に顕現するものと思われるのである。

第6章　要　　説

柱本遺跡は、淀川低水路整備事業の進展にともない発見された遺跡である。工事中、発見された遺物や、今回の調査で検出された遺物には、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代をはじめ、平安時代、鎌倉時代、室町時代をへて江戸時代に至る各時期の遺物があり、極めて長期間、営まれた集落跡であることを如実に示している。遺物の種類も、縄文式土器から江戸時代にまで至る土器や陶磁器をはじめ、数多い中国陶磁などの容器類が多く、下駄や櫛などの木製品、あるいは直刀などの鉄製品や、人骨、獣骨の発見が相ついでおり、質的にも非常にすぐれた集落跡であることを示している。

縄文時代の集落跡は、北摂には非常に少い上、その発見遺物量も極めて少い現時点において、本遺跡の発見は重要な意味をもつ。しかも、既往の遺跡の立地が北摂山塊に接する地点に分布するのに対し、かほど低い立地に占地するこの時期の遺跡は十分注目に値するであろう。低地性遺跡の多い弥生時代の遺跡群にあっては、生産の基礎構造が水稲農耕にあるだけに、本遺跡のような立地はしばしばみられるところであるが、それにしても、かほど低地性の遺跡は少い。たしかに、本遺跡は、標高５米前後の等高線の上に現地表があるが、遺物包含層なり、ベースになる地山状土層は、この地表より更に９～１０米も低く現在の淀川の水位よりも、かなり深い位置に横たわっている。この事実は、淀

川の流路なり、各時期の水位、時には洪水などを考える上に重要な役割りをもつことになるだろう。遺物包含層や地山状のベットのうえには、幾層もの土砂の堆積がみられ、また、下方にも同様の堆積があり、淀川の水との戦いと受難の歴史がそこには堆積しているのである。そこには、こうした史的な解明が、次第に調査の過程で明白になってくるであろうことが暗示されているのである。

今回の試掘調査は、その性格上、調査面積が乏しく、しかも、2試掘坑が遺跡の西限にあたり、1試掘坑のみが直接本遺跡の性格を示す内容をもつにすぎないのであるから、集落の構造の変化なり、おかれた環境の変化を如実に示しうる段階にまでは至らなかった。

小さな試掘坑ではあったが、多くの知見と多くの問題点を提起し、多くの解かねばならない事実を生み出した。柱本遺跡の内容は、縄文時代から古墳時代までの遺物が既に工事中多数発見されながら今回の調査坑からは1点も発見されなかった。少くとも、本格的な遺構は、一層深い層位にあるか、より上流に求められるかのいずれかであろう。

いずれにせよ、今回の調査で、本遺跡にあっては長尺の鋼矢板を利用すれば発掘調査は河川敷内のいずれの地でも行いうることが明白となった。今後の低水路整備事業用地は、この問題の標高－5米前後の地層を破壊掘穿して工事が施工されるうえ、高水敷として、現在計画では公園として整備される堤防直下の地は、しばらくは高水敷として利用されるものの、末来にあっては、計画流水量の変更を生ずる場合が考えられることがすでに予測されている現在、決して安心しうるものではないのである。今後の計画的な発掘調査と十分な遺物の採集計画をもち、着実に資料を積み上げることによって、本遺跡の性格はより充実し、明確なものとなるだろう。

最近、淀川低水路整備事業にともなって、高槻市番田遺跡、寝屋川市仁和寺遺跡、守口市八雲遺跡、守口市橋寺遺跡、大阪市赤川寺跡などの遺跡が発見されており、いずれもが、本事業の進捗にともなって姿を失う事態を迎えている。十分な調査と、採集の態勢が配慮されることが、必要となっているのであり、彼我の対照により淀川の歴史が明らかになってくるものと思われるのである。

図　　版

図版第一

調査地の全景・北から

搬入された鋼矢板

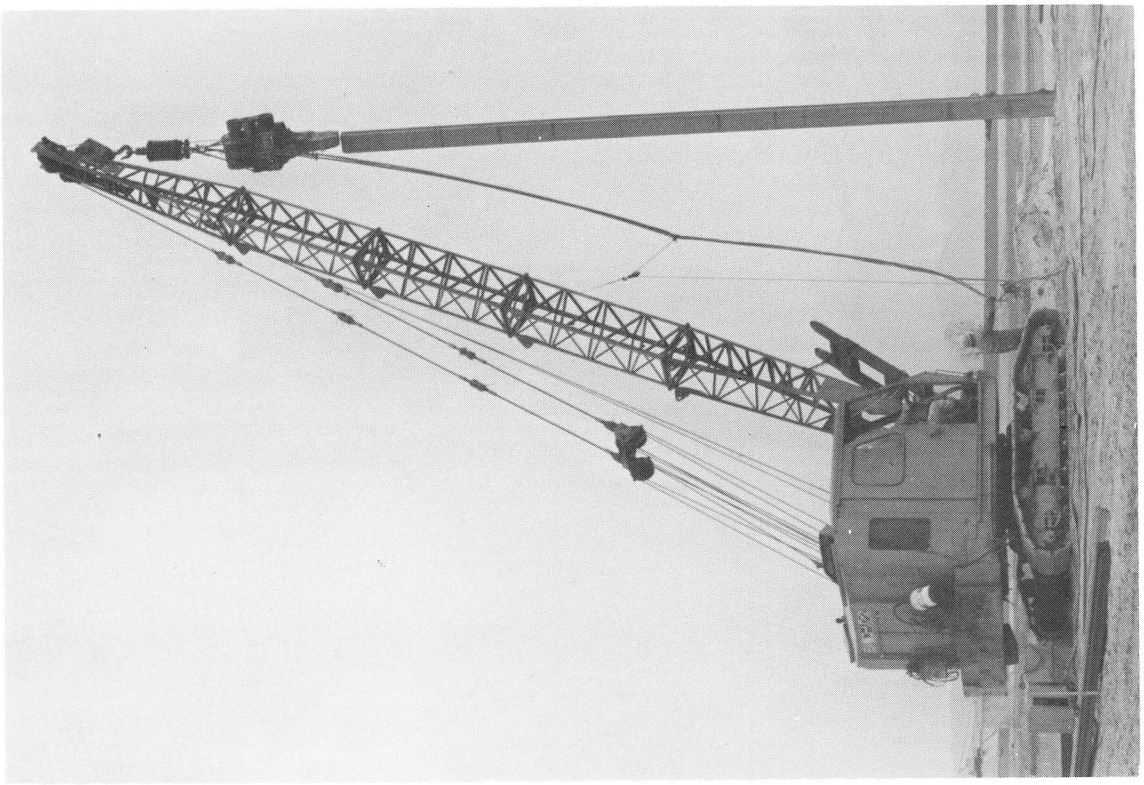

第１号地点試掘坑・鋼矢板打込

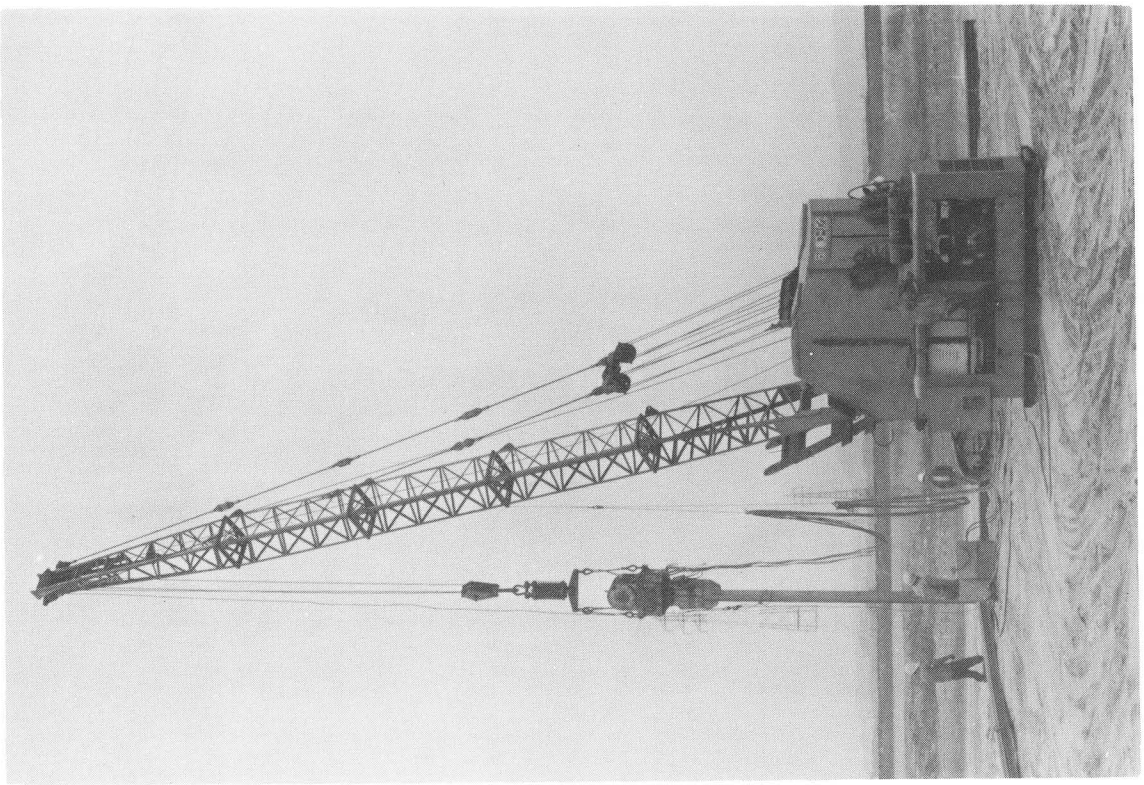

第１号地点試掘坑・鋼矢板打込

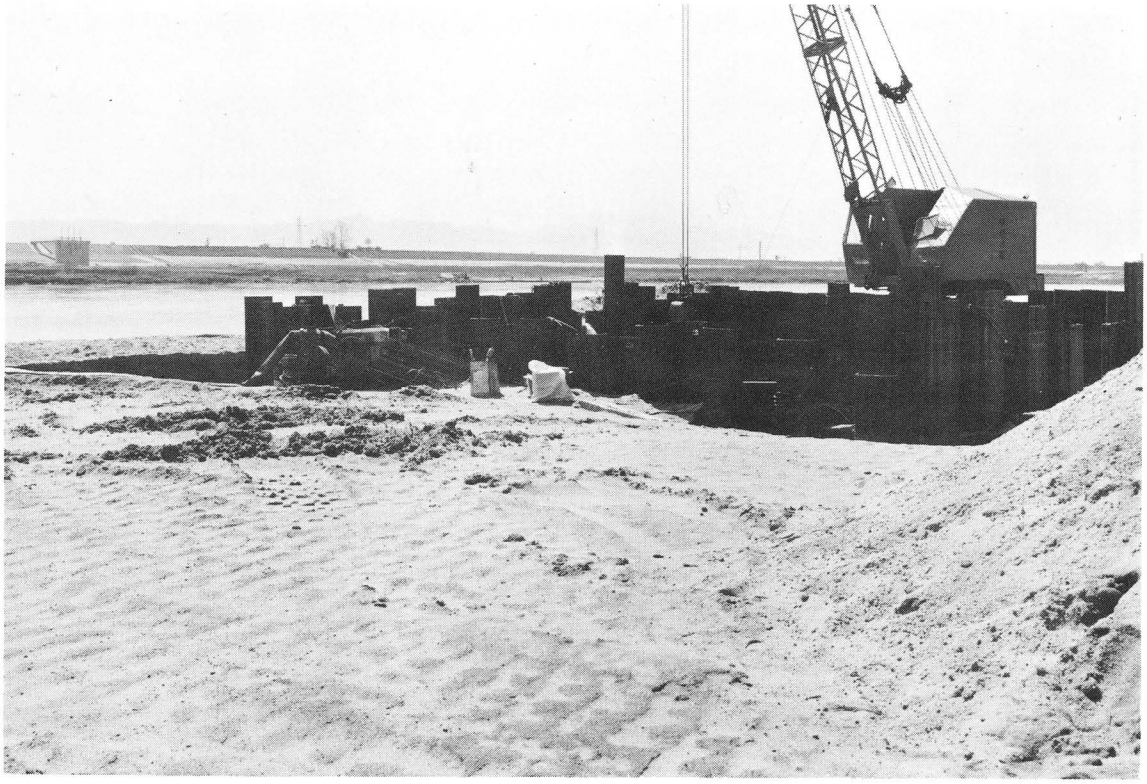

第１号地点全景・北東から

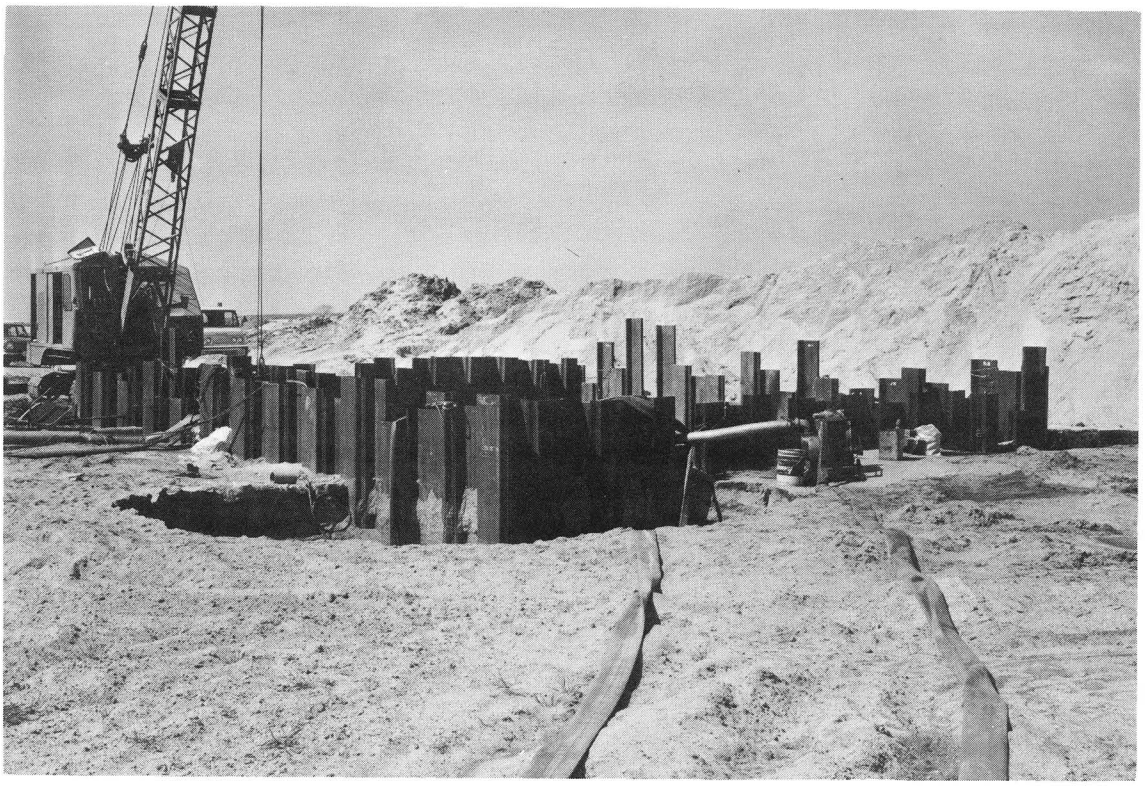

第１号地点全景・南東から

図版第四

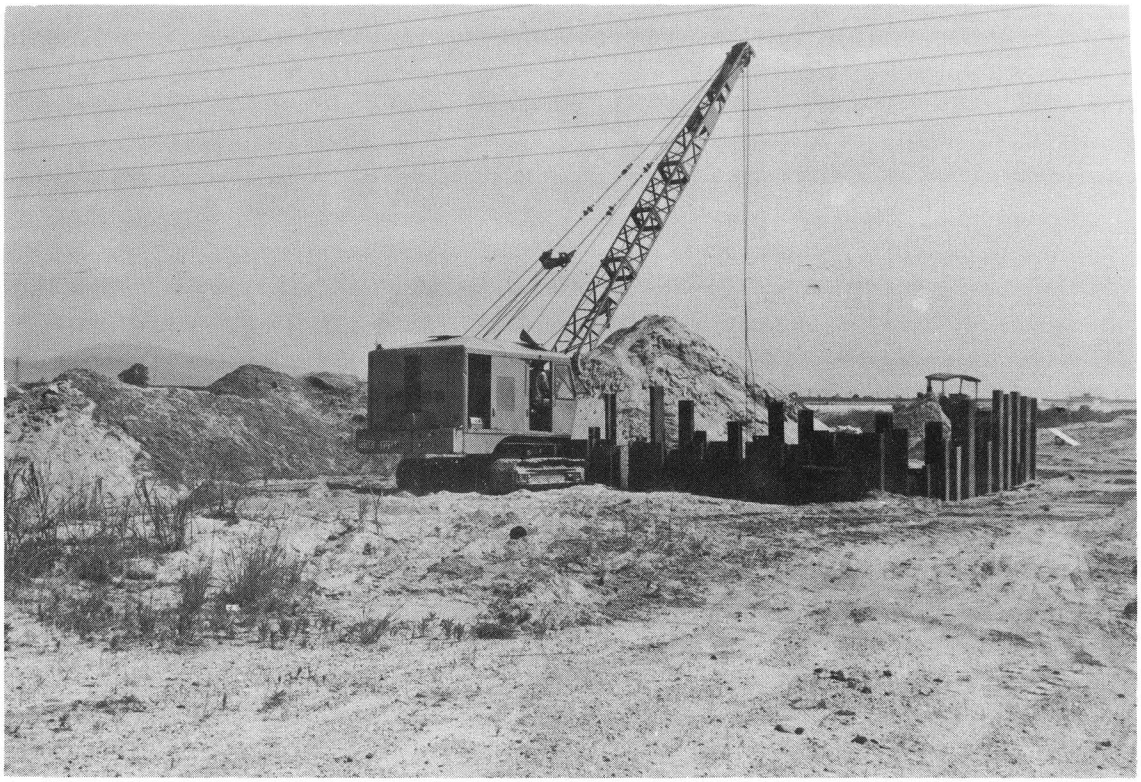

第3号地点全景・南西から

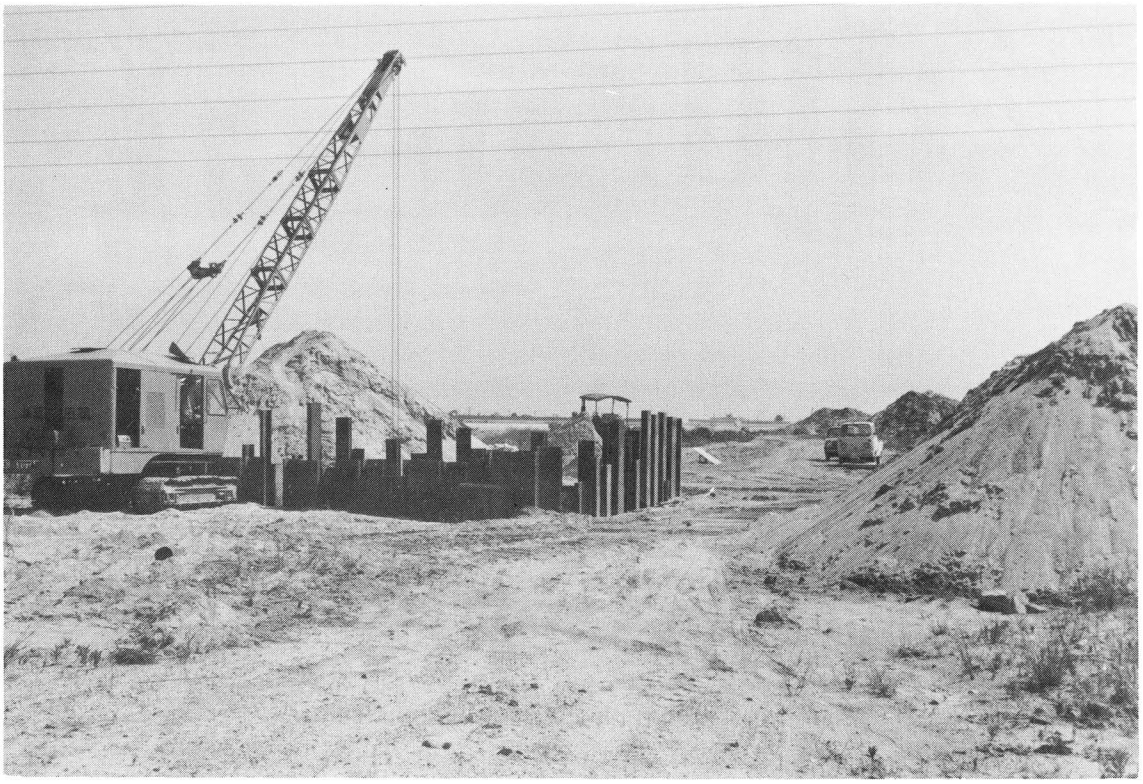

第3号地点全景・北東から

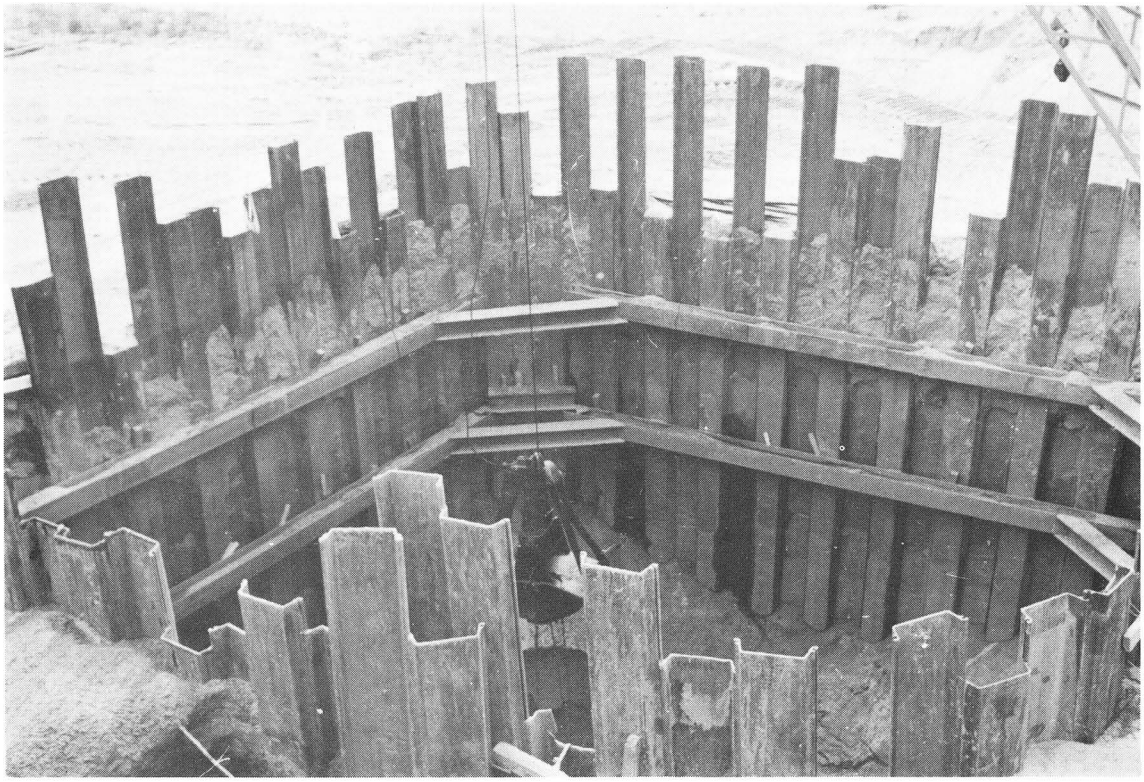

第３号地点近景・発掘状況

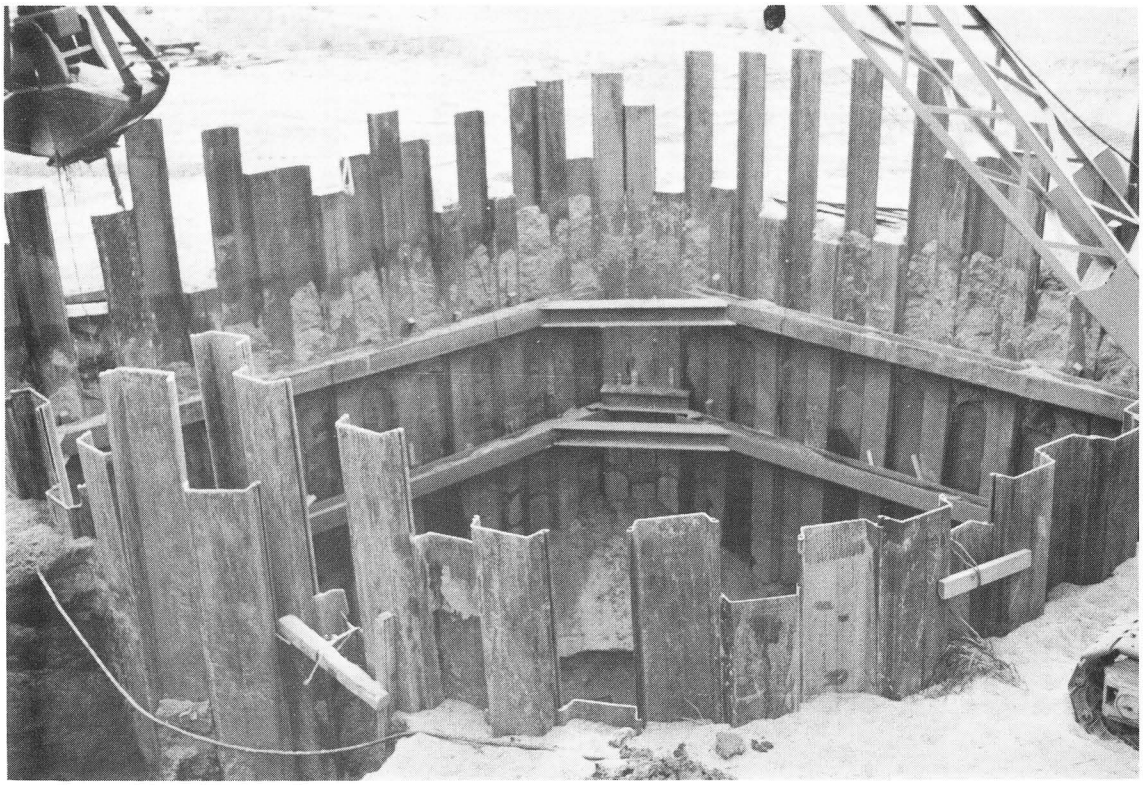

第３号地点近景

第3号地点・6.5 *m* 坑底

第3号地点・6.5 *m* 坑底

図版第七

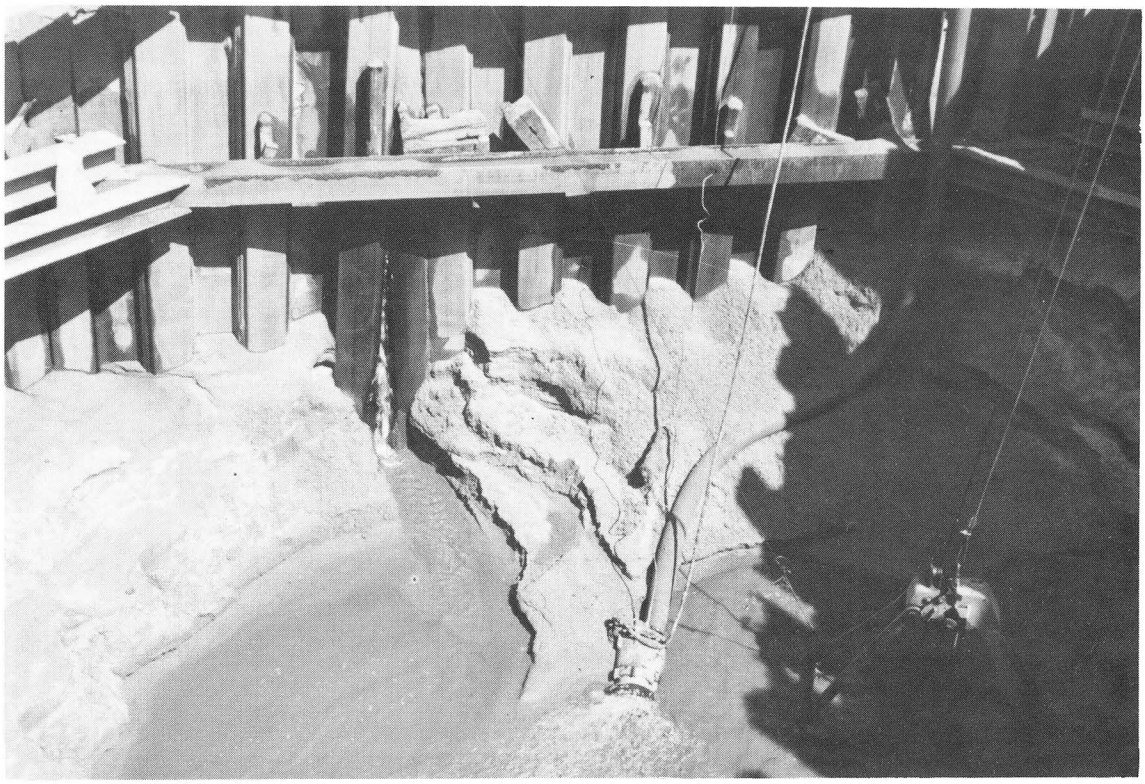

第3号地点・6.5 *m* 坑底

第3号地点・9.5 *m* 坑底

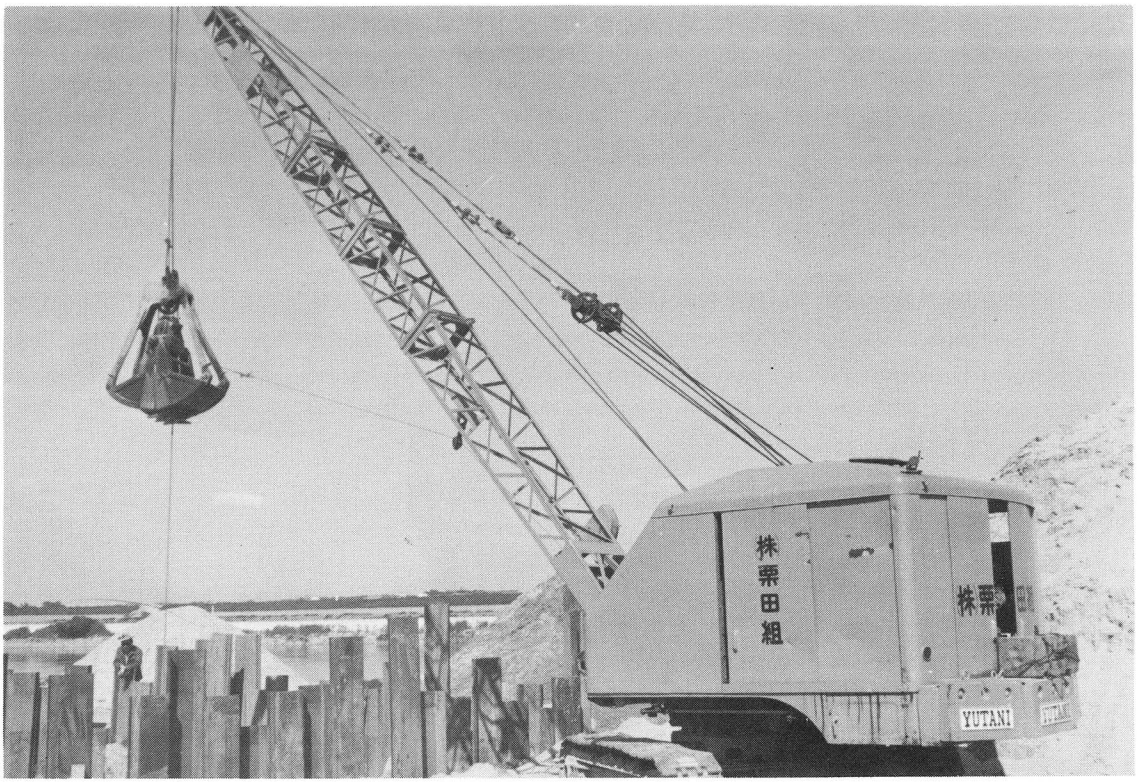

第3号地点・発掘状況

第3号地点・発掘状況

第3号地点発見・古代末〜中世遺物

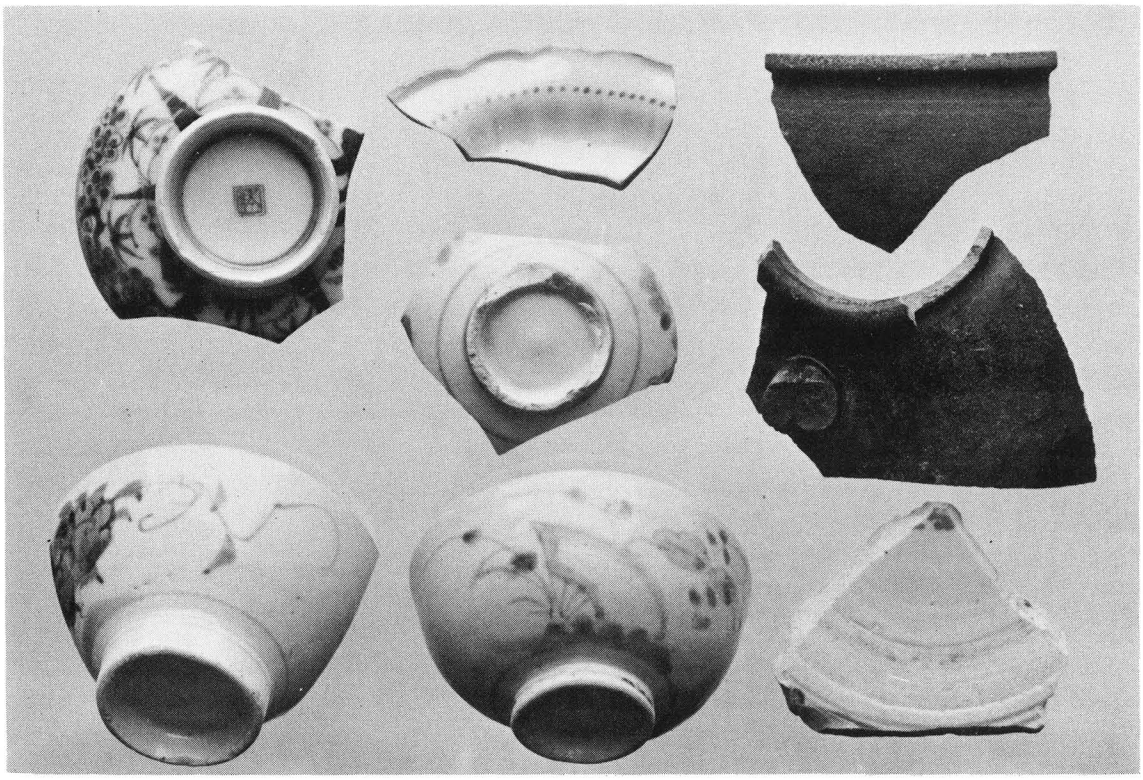

第3号地点発見・近世陶磁器

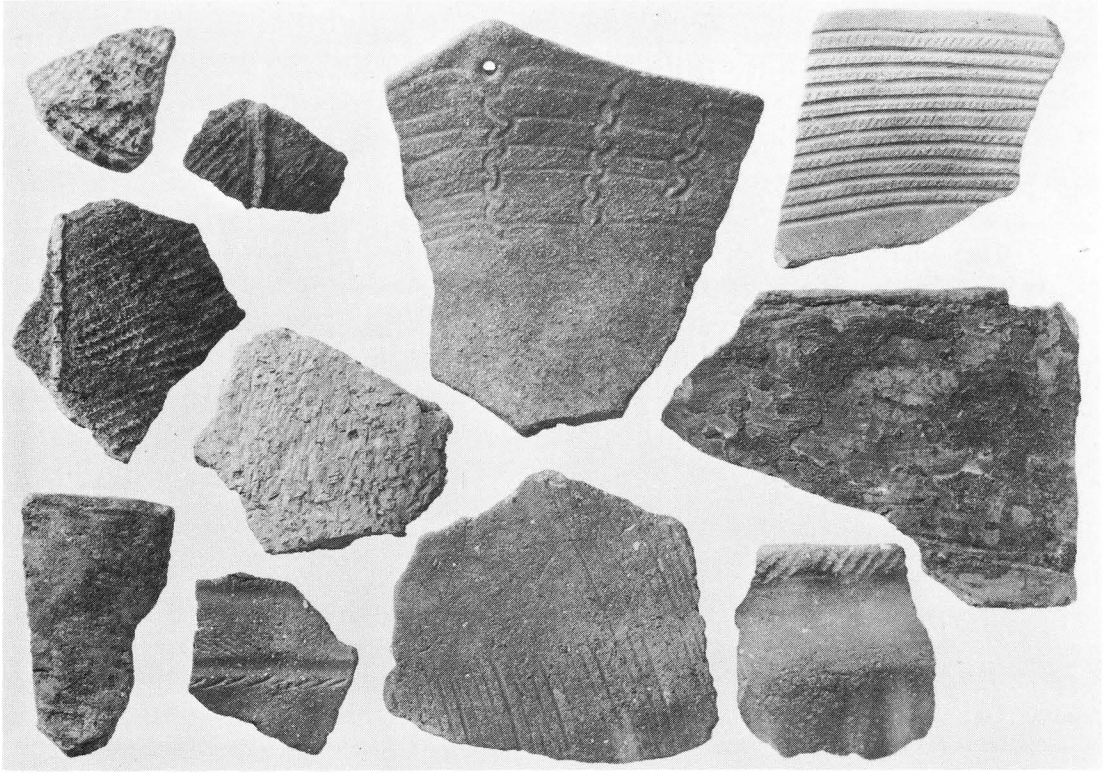

柱本遺跡発見・縄文式土器

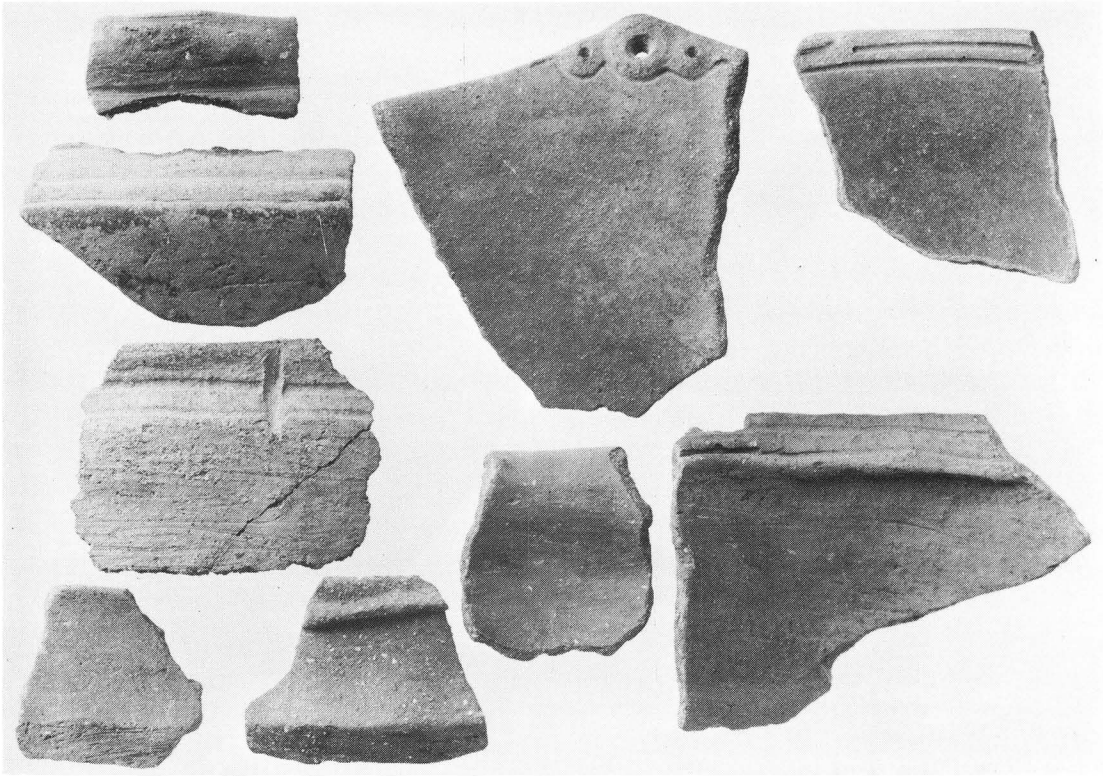

同上・裏面

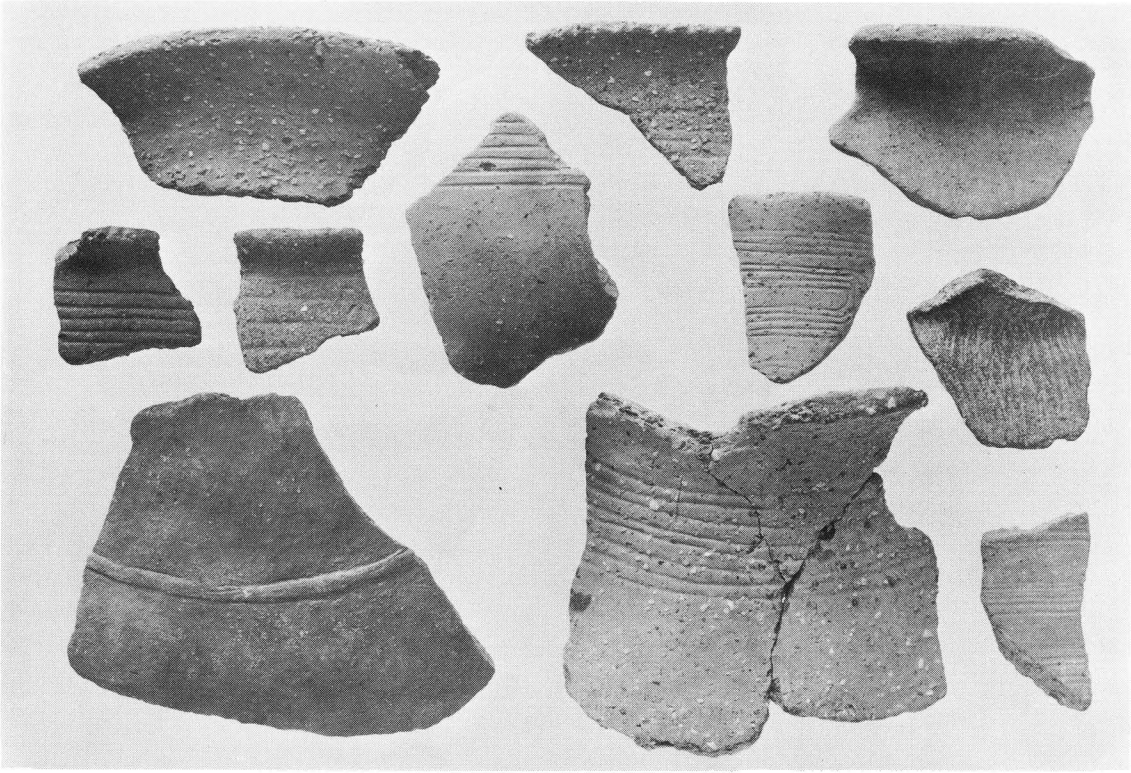

柱本遺跡・弥生式土器

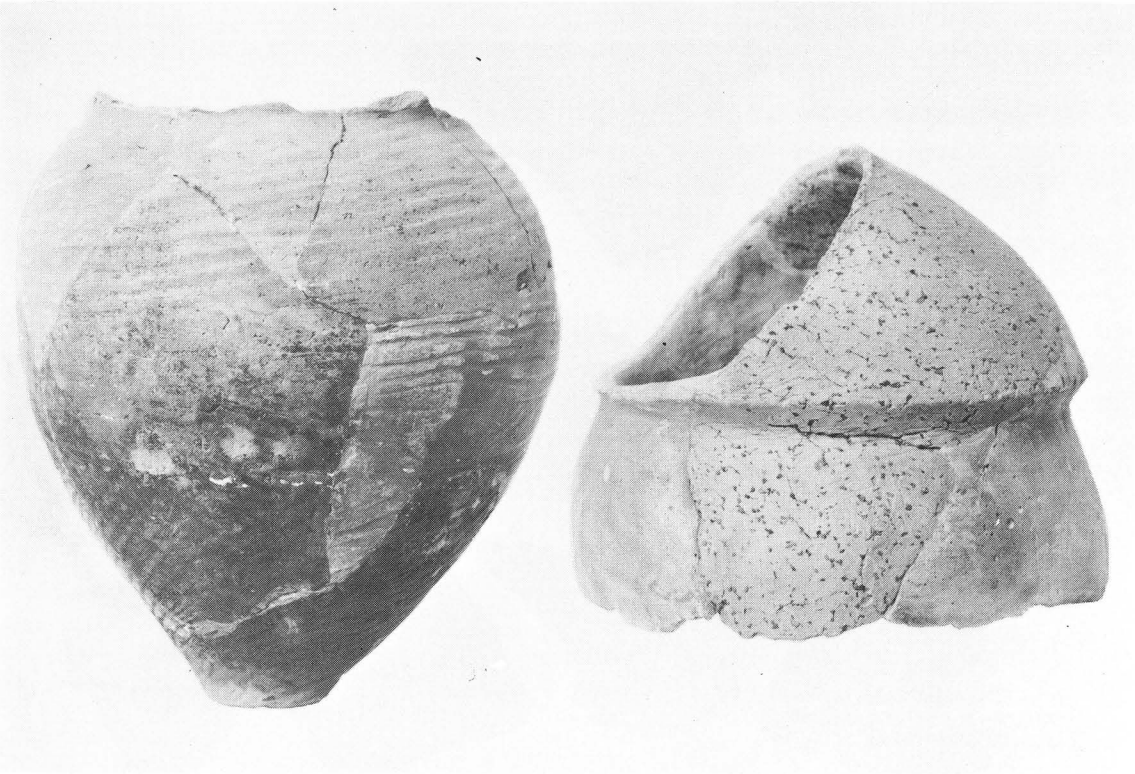

柱本遺跡・弥生式土器

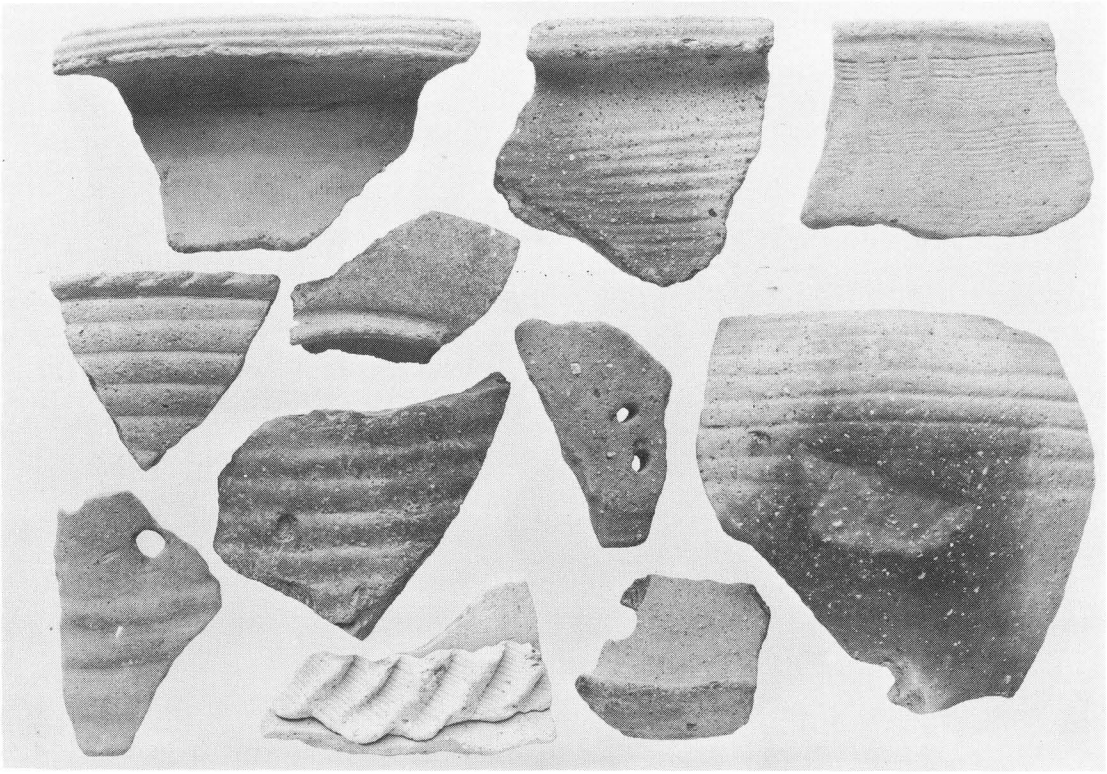

柱本遺跡・弥生式土器

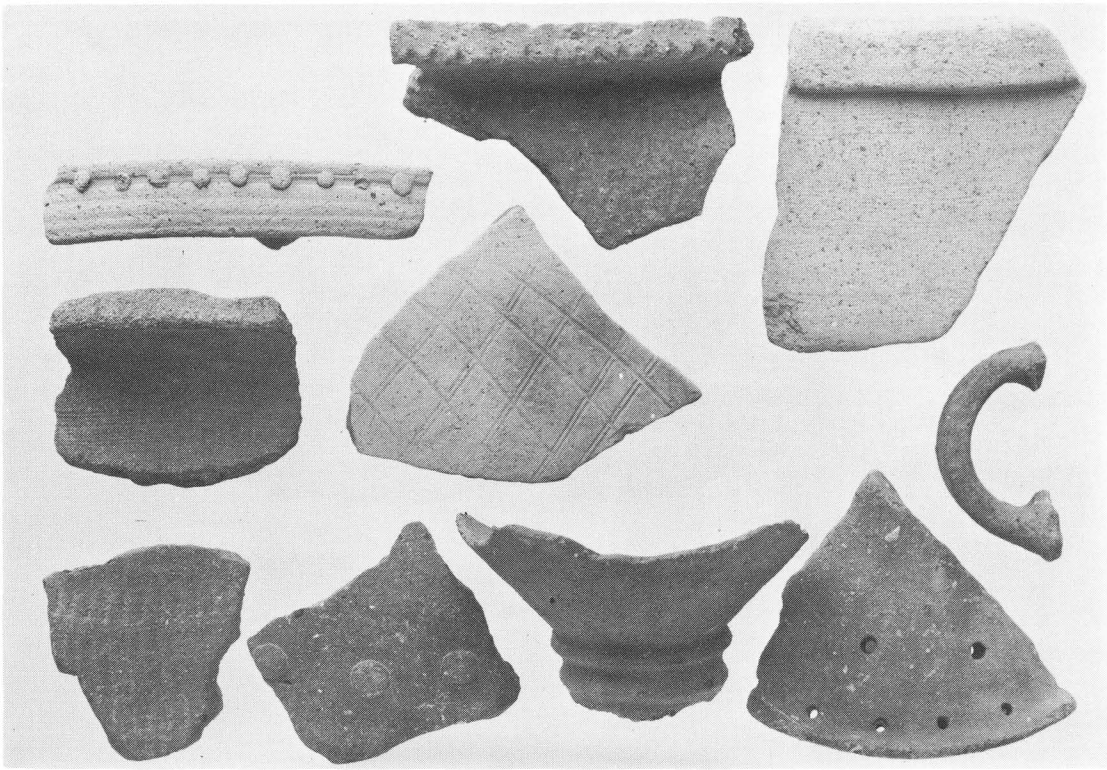

柱本遺跡・弥生式土器

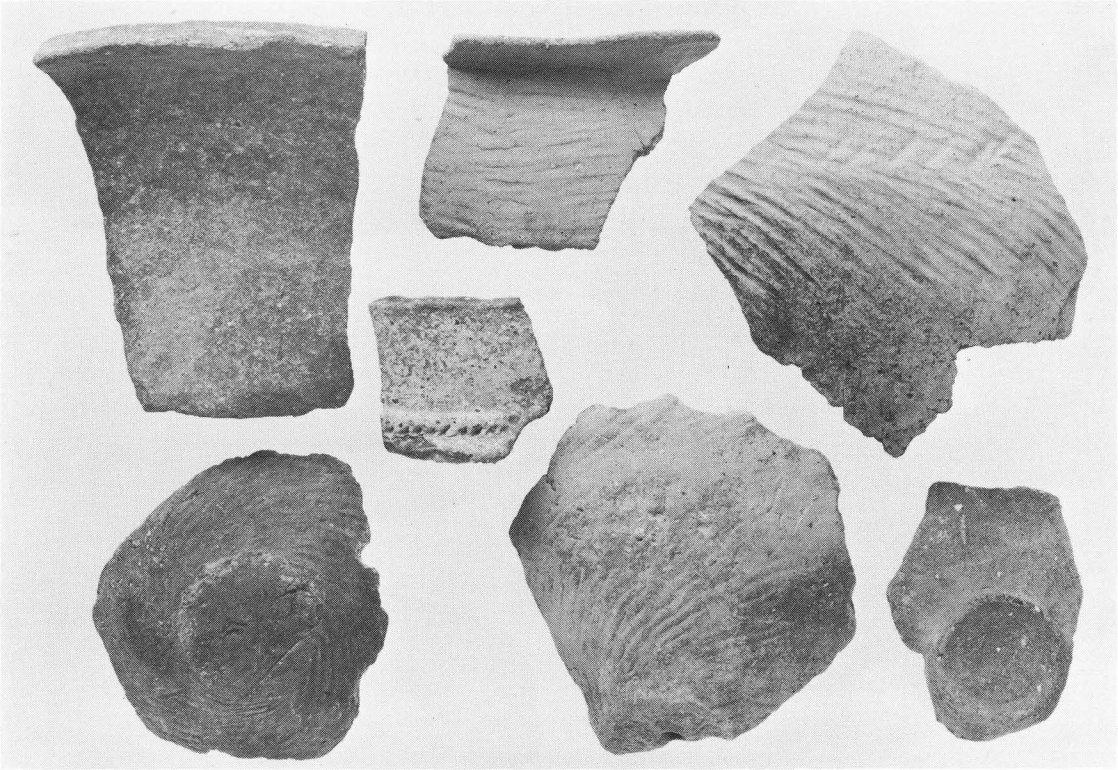

柱本遺跡・弥生式土器

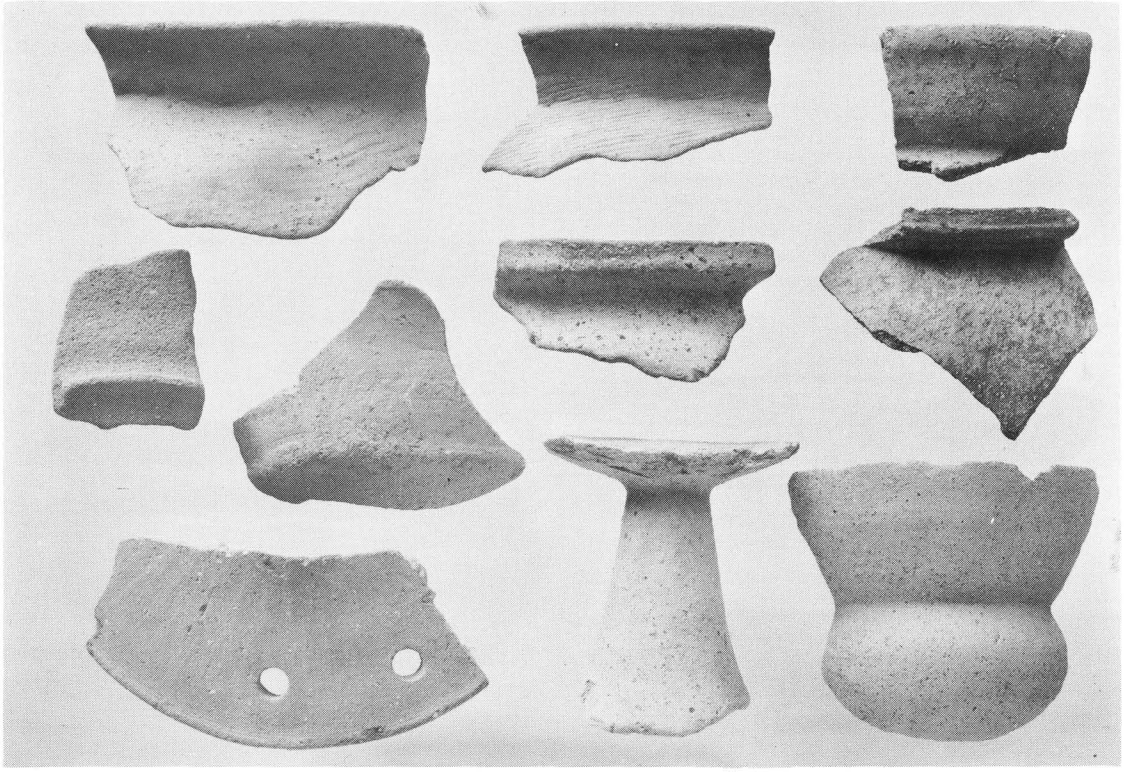

柱本遺跡・古墳時代土器

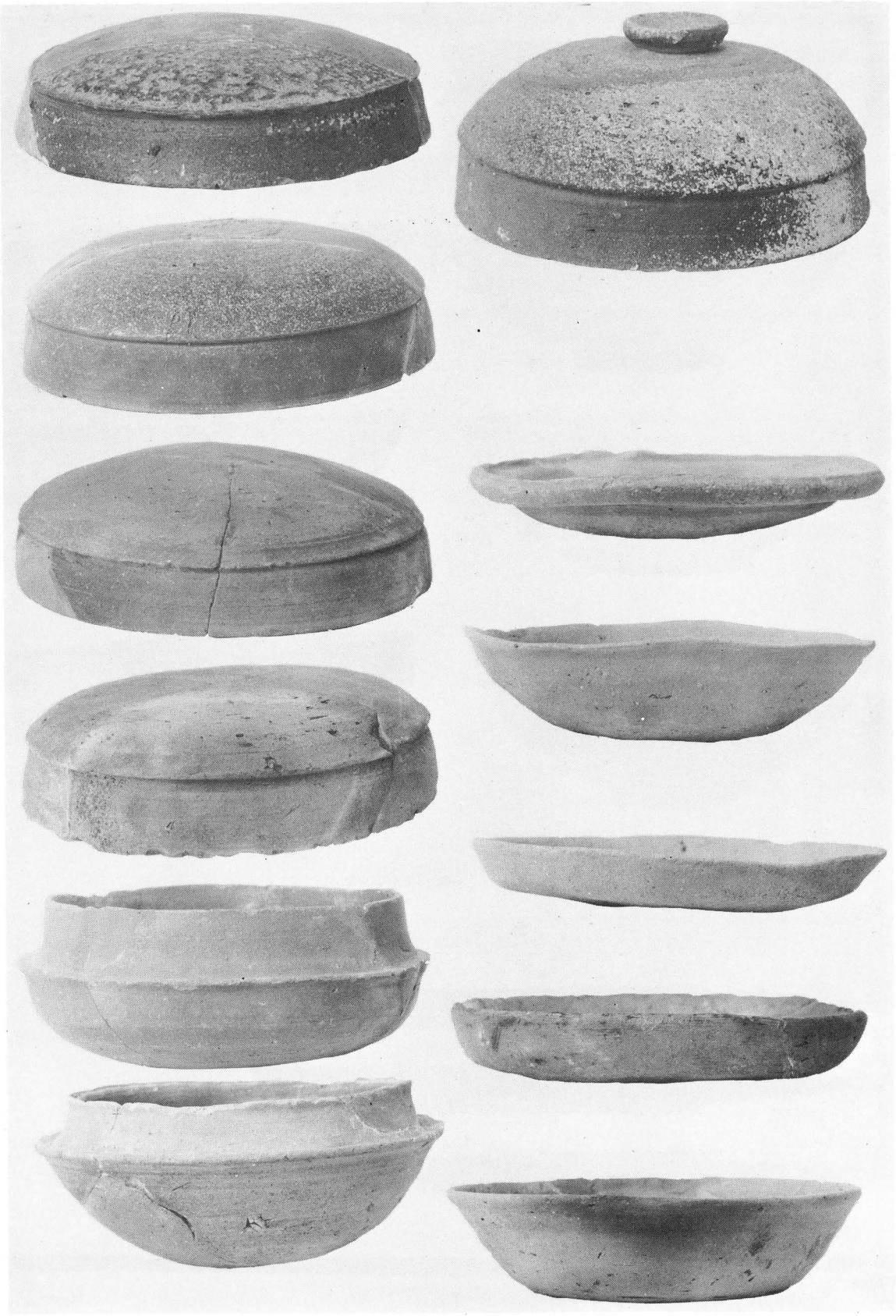

柱本遺跡・古墳時代・奈良時代・平安時代土器

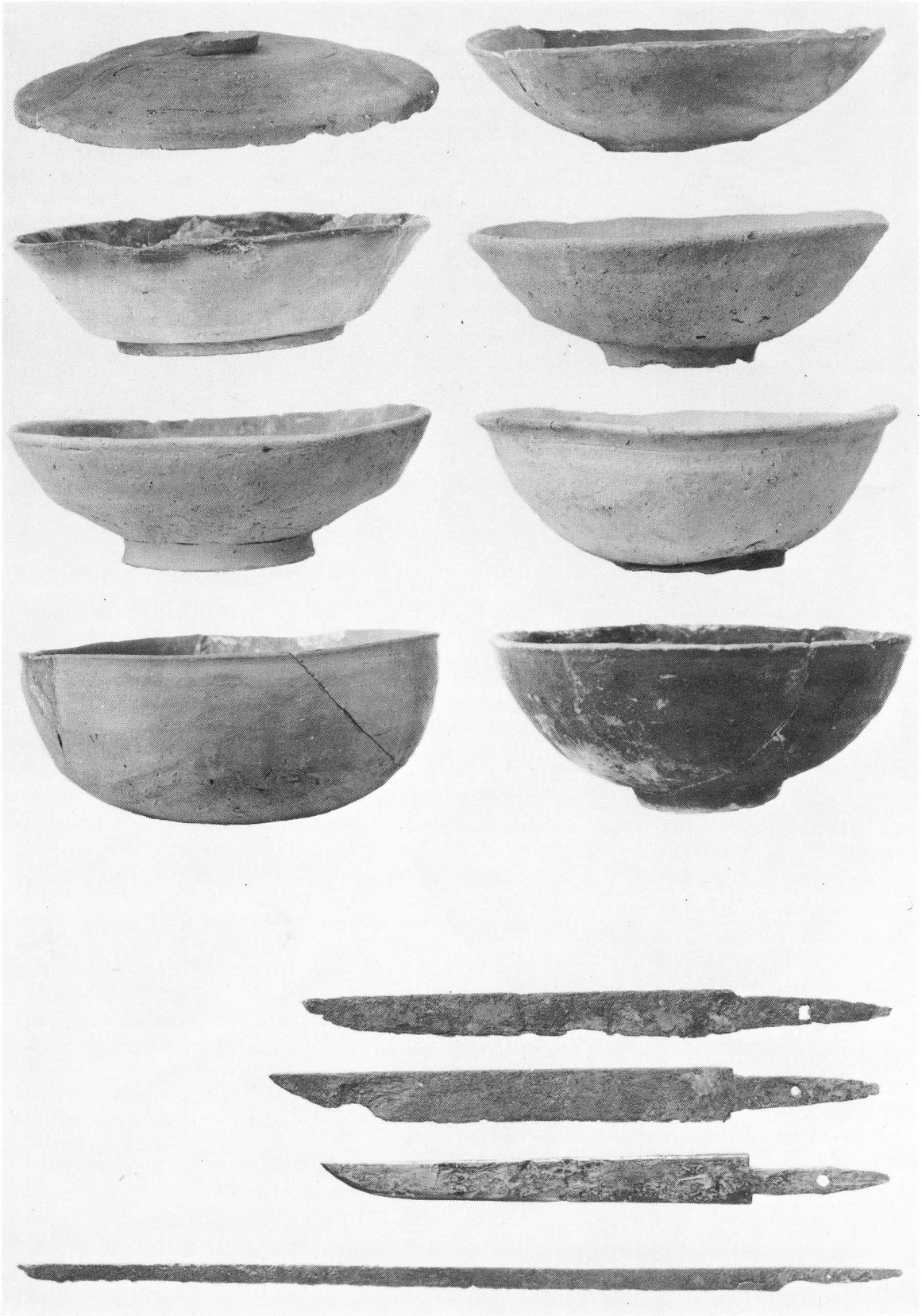

柱本遺跡・奈良時代～室町時代土器・鉄刀

柱本遺跡・中世陶器（墨書銘）

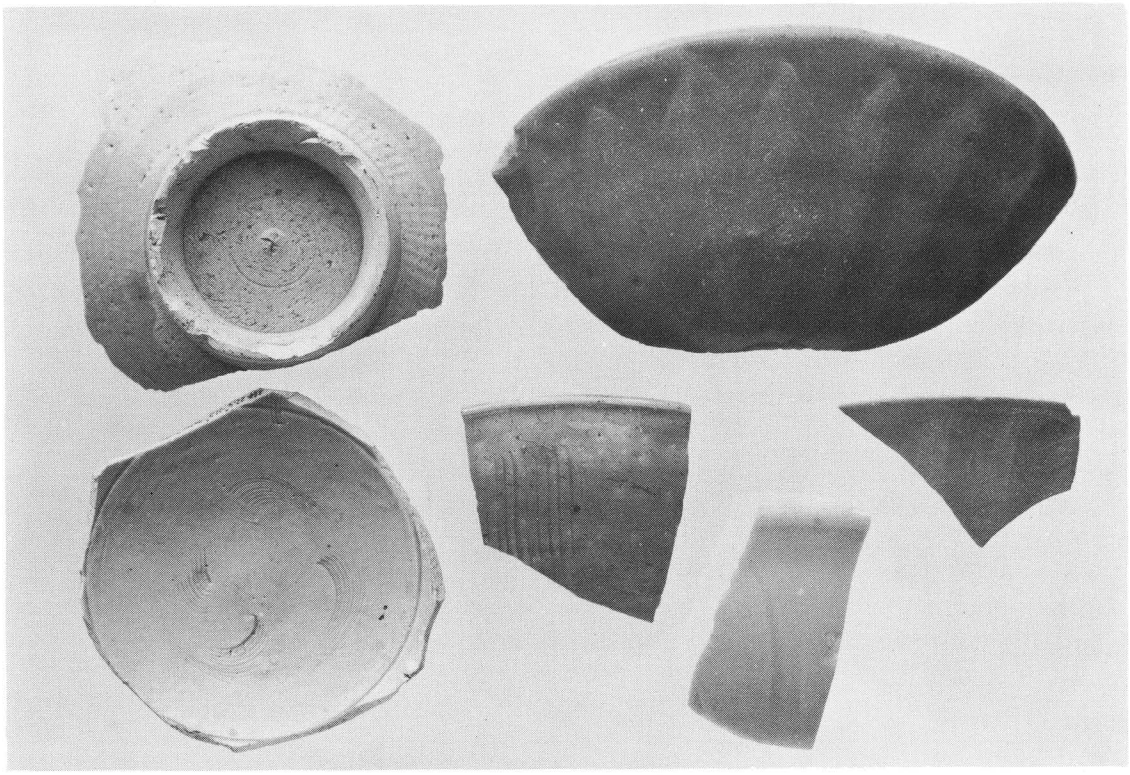

柱本遺跡・中世中国陶磁器

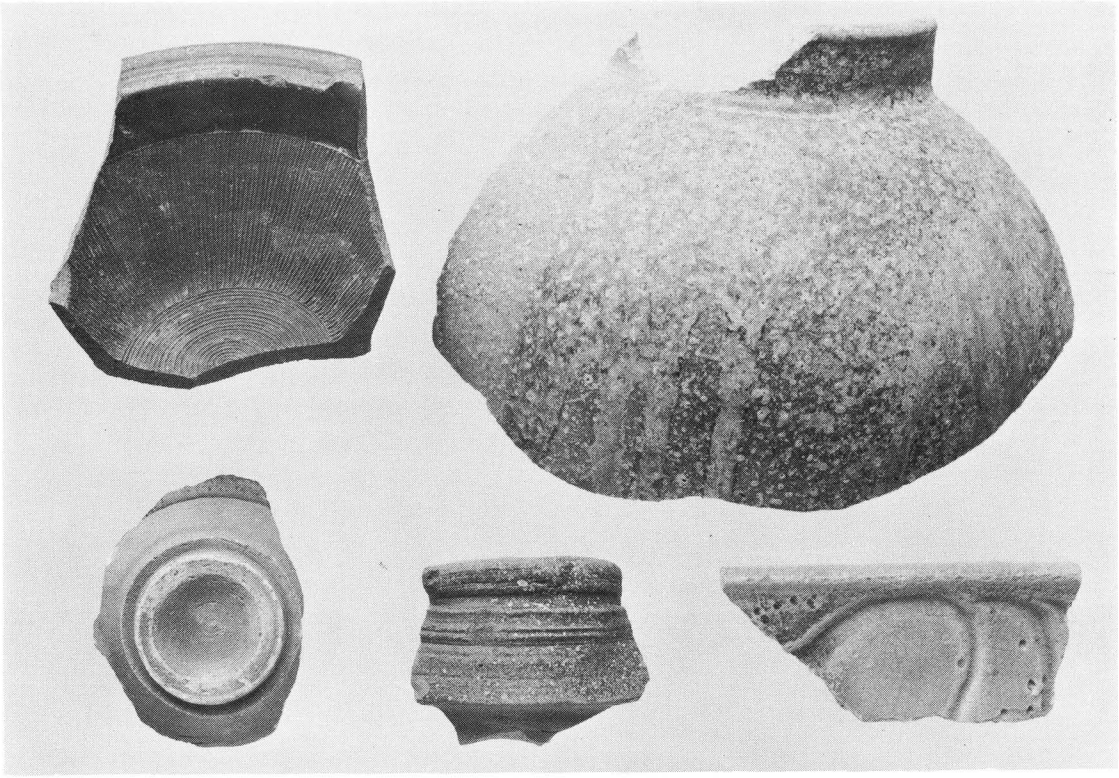

柱本遺跡・近世陶磁器

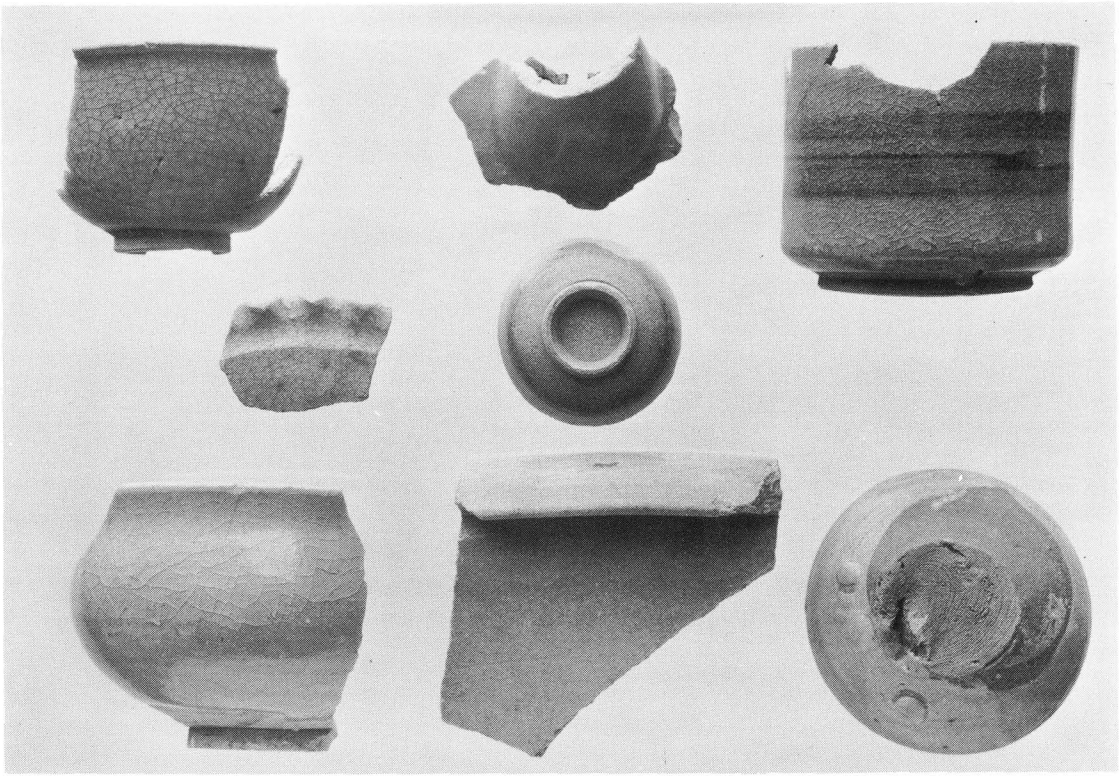

柱本遺跡・近世陶磁器

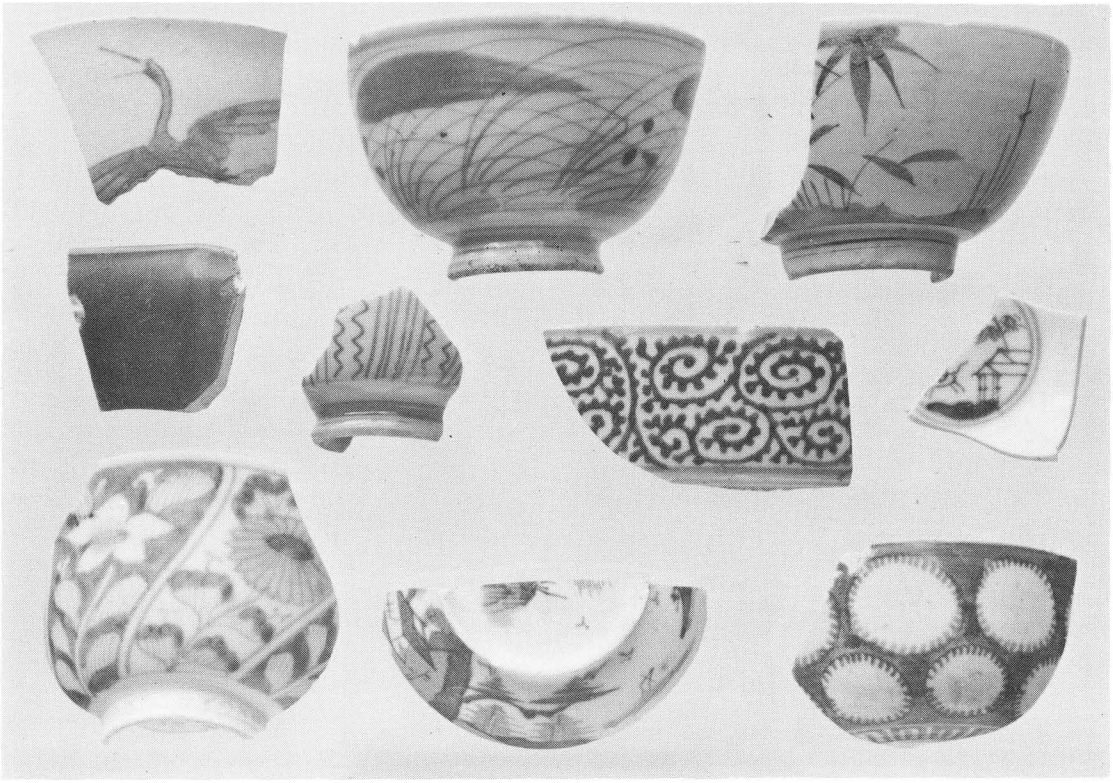

柱本遺跡・近世磁器

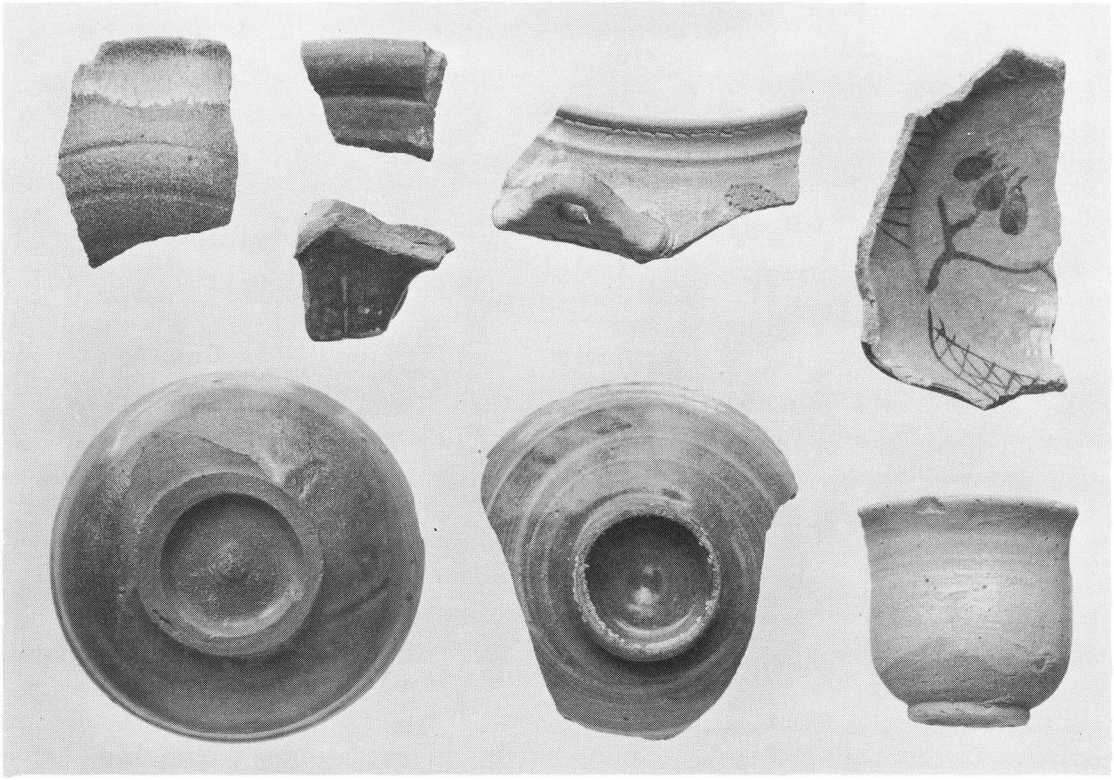

柱本遺跡・近世磁器

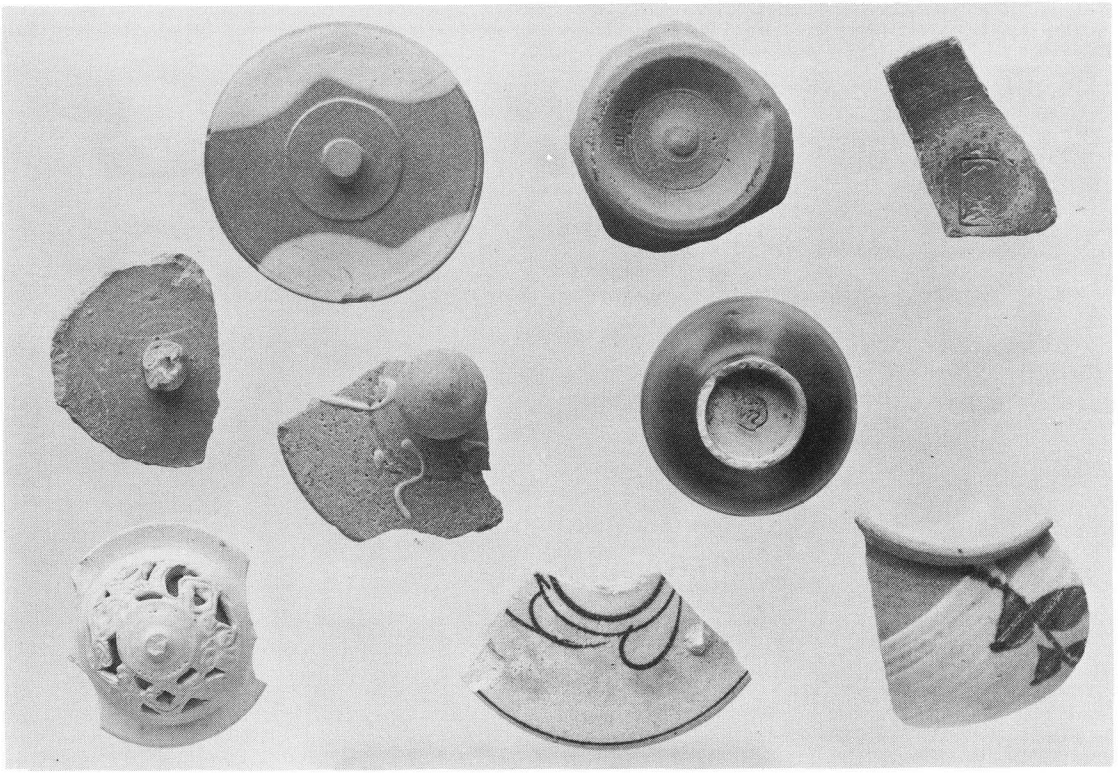

柱本遺跡・近世磁器

柱本遺跡・近世磁器

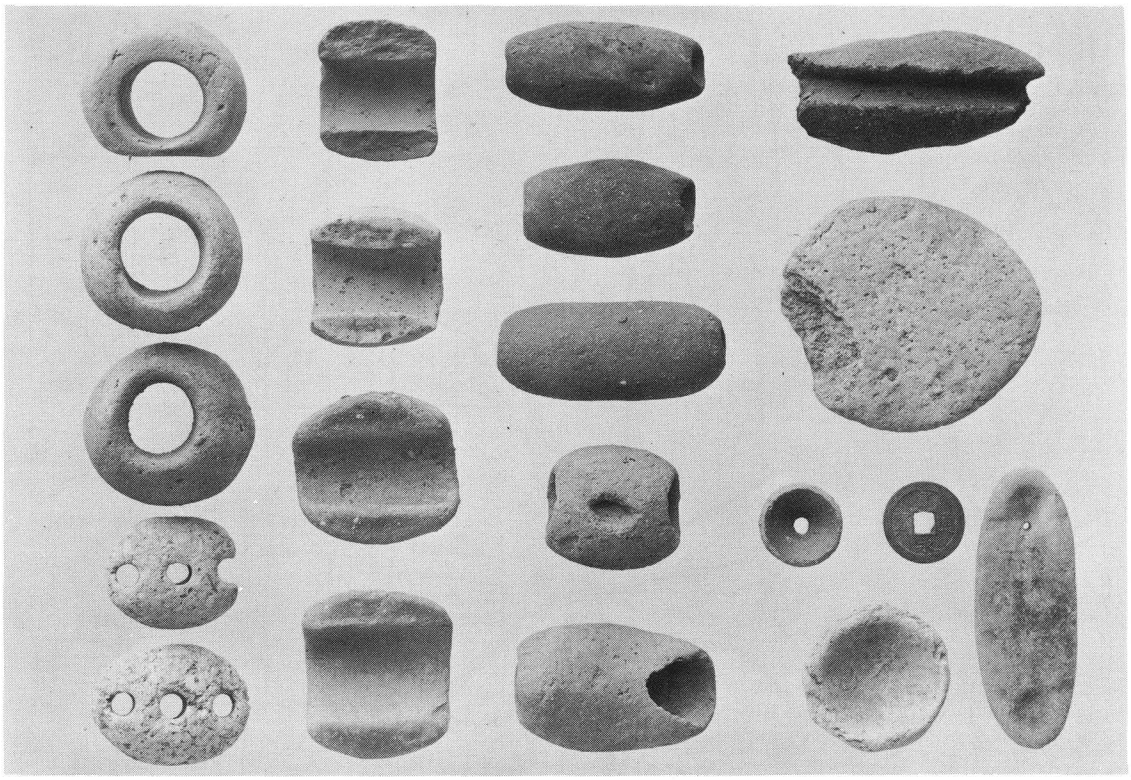

柱本遺跡・土錘・石錘・貨幣

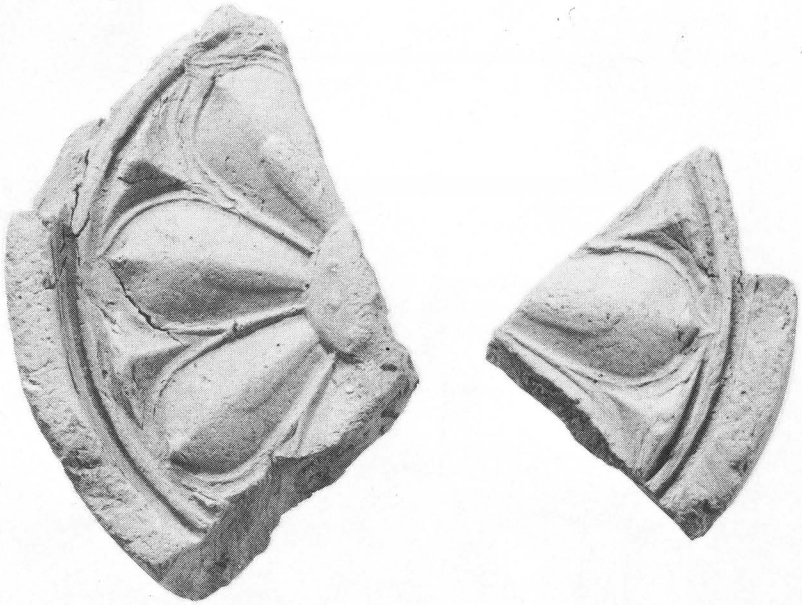

柱本遺跡・白鳳時代端丸瓦

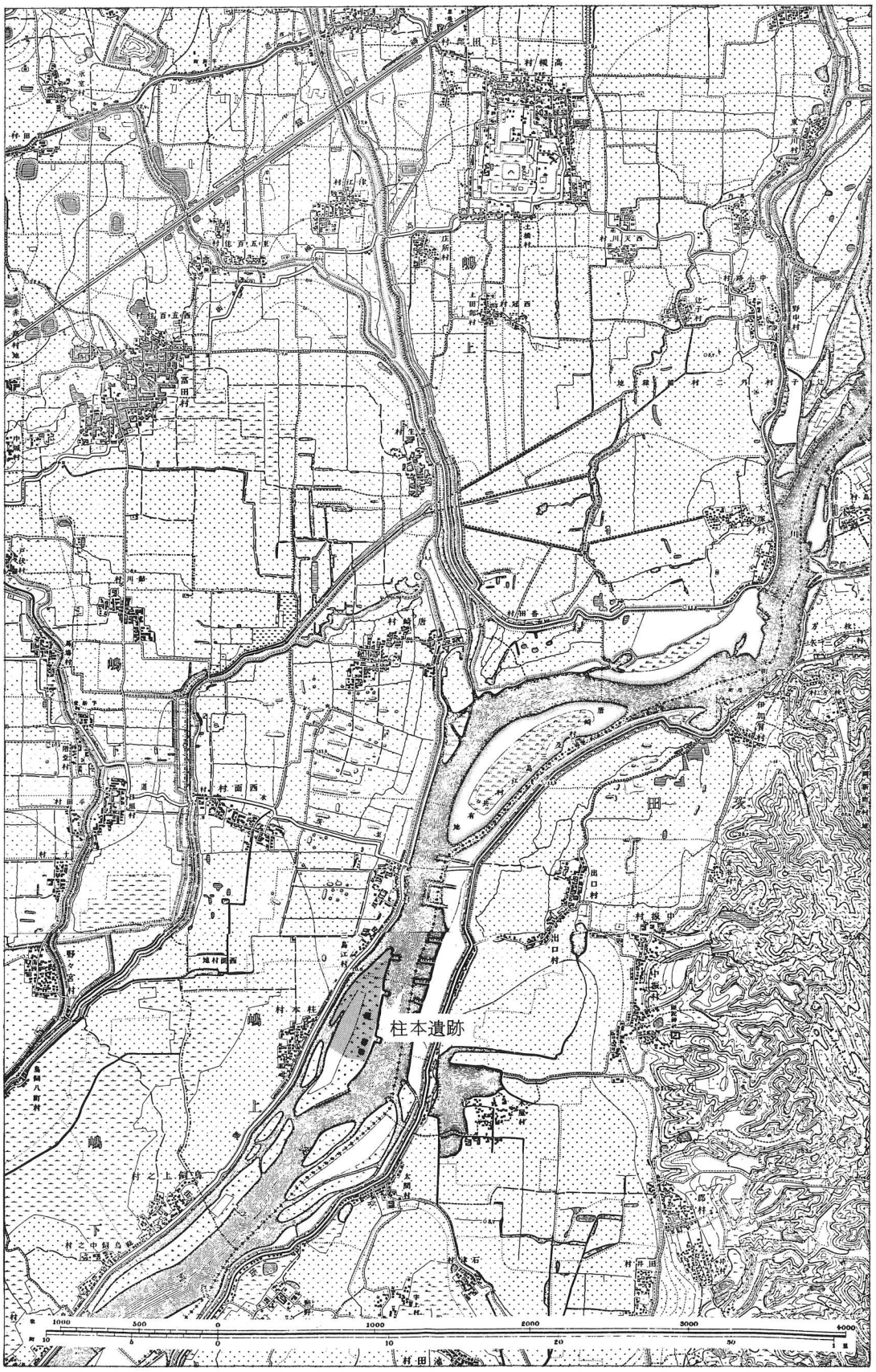

柱本遺跡位置図・明治１７年図